

サービスごとの指導事項（児童福祉法）

1 人員基準関係

(1) 人員基準における用語の定義等

※<共通事項「11 人員基準等について」参照>

(2) 管理者の取扱い

- ！ 専らその職務に従事する管理者を置かなければなりません。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができます。）
- ！ 管理者が同一敷地の事業所において兼務する場合であっても、例えば管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う職員と兼務する場合等は、管理業務に支障があると考えられます。

(3) 児童発達支援管理責任者の取扱い

- ！ 児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければなりません。
- ！ 児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う児童指導員等とは異なる者でなければなりません。児童発達支援管理責任者は通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、当該要件が定められています。

◆ 研修及び実務要件の要点等

◎一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、平成31（令和元）年より新体系となり、研修が基礎研修、実践研修、更新研修に分かれています。

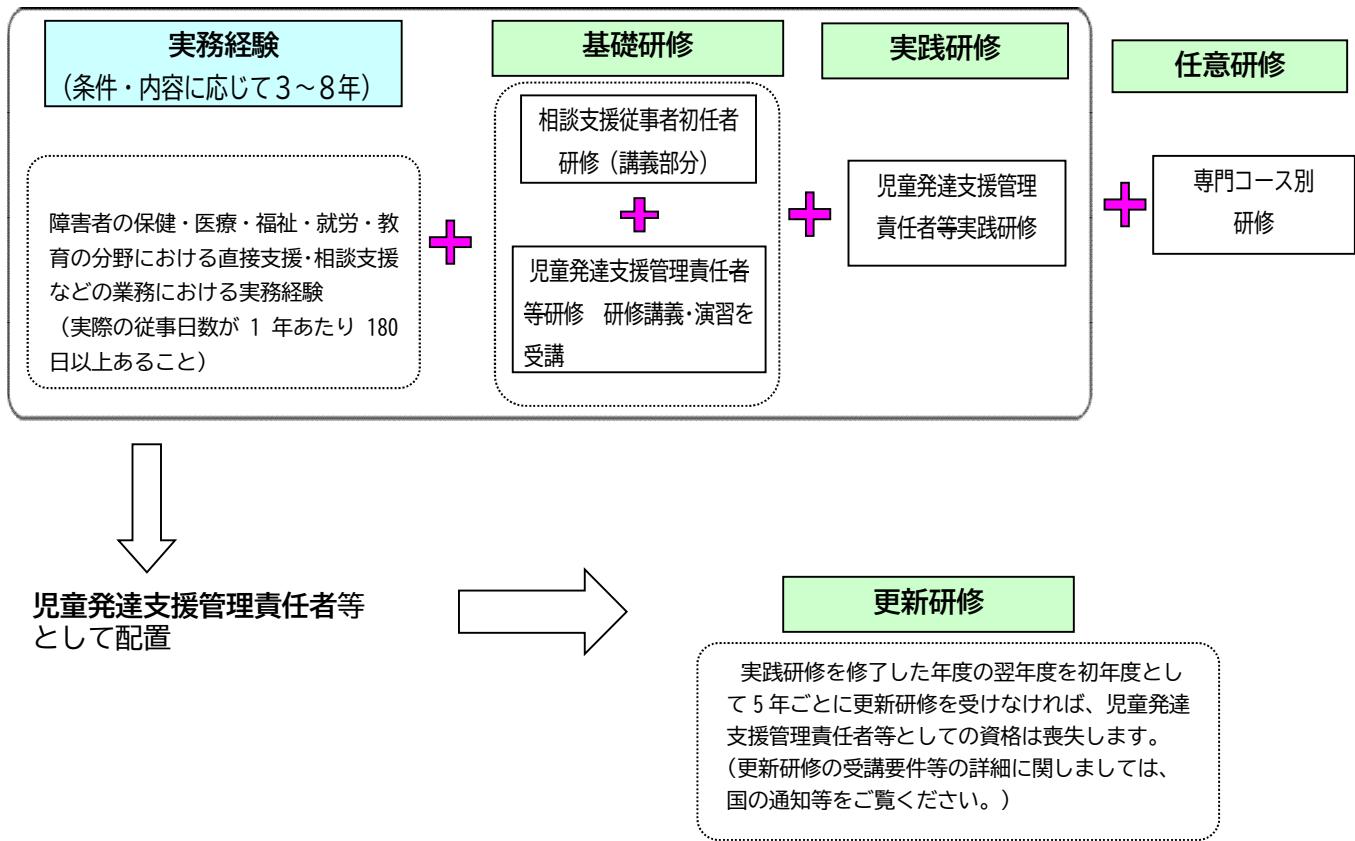
- ◎旧体系研修受講者は令和6年3月31日までに更新研修の受講していない場合、資格が失効しているため、児童発達支援管理責任者欠如減算が適用される場合があります。
- ◎令和4年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）、児童発達支援管理責任者基礎研修を受講修了し実務経験要件を満たしている者を対象に、児童発達支援管理責任者の配置（みなし配置）を認める取扱いは終了しました。

児童発達支援管理責任者のみなし配置は失効しているため、

児童発達支援管理責任者欠如減算が適用される場合があります。

★児童発達支援管理責任者のみなし配置を行っていた事業所は特にご注意ください。

- ◎令和4年4月1日以降に基礎研修を受講修了した者は、両研修を受講修了し、実務経験要件を満たしたうえで、基礎研修修了者となった日以後児童発達支援管理責任者実践研修受講開始前5年間に通算して2年以上の実務経験(OJT)を満たし、実践研修を受講修了した場合に、児童発達支援管理責任者としての配置が可能となります。



◆実務経験について

児童発達支援管理責任者については、実務経験及び各研修修了の要件を満たす必要があります。実務経験は、次ページの別表1の実務経験要件に加え、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童に対する支援に通算3年以上従事することが必要です。

【実務経験要件の例】

- (ア) 介護福祉士の資格を有し、取得後に老人福祉施設に5年勤務
→実務経験要件を満たさない。(障害者、障害児、児童に対する支援に通算3年以上従事していないため。)
- (イ) 保育士資格を有し、保育所に5年勤務
→実務経験要件を満たしている。
- (ウ) 介護福祉士の資格を有し、取得後に老人福祉施設に2年勤務、放課後等デイサービスで直接処遇職員として3年勤務
→実務経験要件を満たしている。(実務経験要件を5年以上満たし、かつ障害者、障害児、児童に対する支援に通算3年以上満たしているため。)

別表1 児童発達支援管理責任者の実務経験

業務範囲	業務内容	実務経験年数・日数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	(1) 施設等において相談支援業務に従事する者 ○地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ○児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、里親支援センター ○障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター ○一般相談支援事業、特定相談支援事業、児童福祉法に規定する障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、介護保険法に規定する居宅介護支援事業及び介護予防支援事業	5年以上かつ900日以上 ※3年以上で基礎研修受講可
	(2) 保険医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ア 社会福祉主任用資格を有する者 イ 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者(訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者) ウ 国家資格等(※1)を有する者 エ (1)・(3)・(4)に従事した期間が1年以上ある者	
	(3) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
	(4) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
	(5) その他これらの業務に準ずると北九州市長が認めた業務に従事する者	
	(6) 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ○障害者支援施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床 ○障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業 ○保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	8年以上かつ1440日以上 ※6年以上で基礎研修受講可
	(7) 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者	
	(8) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
	(9) その他これらの業務に準ずると北九州市長が認めた業務に従事する者	
第3 有資格者等	上記「第2」の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ア 社会福祉主任用資格者 イ 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者(訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者) ウ 児童指導員用資格者 エ 保育士 オ 精神障害者社会復帰指導員用資格者	5年以上かつ900日以上 ※3年以上で基礎研修受講可
	上記「第1の相談支援業務」及び「第2の直接支援業務」に従事する者で、国家資格等(※)による業務に5年以上従事している者	3年以上かつ540日以上 ※1年以上で基礎研修受講可

「第1 相談支援業務」

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

また、老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の業務を除いた期間が3年以上あることが必要。(直接支援業務と通算する場合においても同様。)

「第2 直接支援業務」

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練などをを行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

また、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業、特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設での業務を除いた期間が3年以上あることが必要(相談支援業務と通算する場合においても同様。)

(※) 児童発達支援管理責任者の要件については、下線部が追加。

(※) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

(注) 実務経験及び日数について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

○認可外保育施設での従事経験について

保育士として認可外保育施設にて従事した経験は、従事した施設が基準適合届出保育施設である場合にのみ、児童発達支援管理責任者の実務経験要件に含めることができます。基準適合届出保育施設とは、当該認可外保育施設が児童福祉法の規定に基づき北九州市長へ設置の届出を行ったうえで、市の立入調査により認可外施設指導監督基準に全て適合していると確認された施設を指します。

基準適合届出保育施設には証明書が交付されます。北九州市のHP掲載の「認可外保育施設一覧」をご覧いただき、従事した施設が基準適合届出保育施設であるかご確認ください。

トップページ > 施設 > 生活分野ごとの施設一覧 > 出産・子育てに関する施設 > 認可外保育施設 > 認可外保育施設一覧

(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_10827.html)

なお、基準適合届出保育施設である認可外保育施設での従事経験は、児童指導員の該当要件や児童指導員等加配加算等の児童福祉事業従事経験には含まれません。

(4) 単位ごとの常勤職員の配置

児童発達支援（児童発達支援センター以外）・放課後等デイサービスの場合、サービス提供時間を通じて専ら提供にあたる児童指導員又は保育士

- ◆ 指定通所支援の単位は、指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- ◆ 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

<通所指定基準第5条、66条>

指定通所支援の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所支援をいいます（通所指定基準第5条第5項、第66条第5項）。

また、単位ごとに配置される児童指導員又は保育士については、専らその職務に従事する者で、かつ少なくとも1人以上は常勤でなければならないとされています（通所指定基準第5条第1項及び第6項、第66条第6項）。

○1日のうち同じ時間帯に2クラスの提供を行う場合や、1日のうち午前と午後にそれぞれ1クラスずつ提供する場合は、各々のクラスで少なくとも1人以上の常勤職員の配置が必要です。

○児童指導員又は保育士については、事業所の単位ごとに常勤職員を1人以上配置すれば、サービスを提供する日のうち常勤職員を配置していない日があっても差し支えありません。

○日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を置かなければならぬ。※看護職員を置かないことができる場合については、通所指定基準等を確認すること。

※障害児の数が10人までの場合はサービス提供時間中は必ず児童指導員又は保育士を2名以上配置してください。

○機能訓練担当職員等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、及び心理指導担当職員等の訓練を担当する職員、保健師、助産師、看護職員、準看護師）が、サービス提供単位ごとにサービス提供単位を通じて専従でサービス提供に当たる場合には、機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができます。

○機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる場合においても、当該合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

※<共通「11 人員基準等について」>を参照して下さい。

※共通「11」の常勤職員の病欠の取り扱いについて、児童系サービスは、基準人員となる人員が欠勤した場合、資格要件のある別の人員で、基準人員を満たすように配置をする必要がありますのでご注意ください。

【不適切な事例】

×児童指導員が急遽欠勤となり、必要な人数で配置されていなかった。

→急遽の欠勤や有給休暇等であっても、必要な数の児童指導員又は保育士が実際に勤務していない場合、サービス提供職員欠如に該当します。

×機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含める場合に、児童指導員又は保育士の数が当該合計数の半数以上でない。

→上記の場合は、サービス提供職員欠如に該当します。

×サービス提供時間中、児童の利用が1名であったので、保育士を1名だけ配置していた。

→上記の場合は、サービス提供職員欠如に該当します。障害児の数が10人までの場合はサービス提供時間中は必ず児童指導員又は保育士を2名以上配置してください。サービス提供時間中は必要な数の児童指導員又は保育士を必ず配置してください。

児童発達支援センターの場合

- ◆ 指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- ◆ 第1項から第5項まで（第1項第1号を除く）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。

<通所指定基準第6条>

指定児童発達支援の単位とは、同時に、一体的に提供される指定児童発達支援をいいます（通所指定基準第6条第7項）。

また、単位ごとに配置される児童指導員又は保育士等は、専らその職務に従事する者でなければならぬとされています。（通所指定基準第6条第8項）。

そのため、各日におけるサービス提供時間帯においては、専らその職務に従事する児童指導員や保育士の配置が必要です。

- 1日のうち同じ時間帯に2クラスの提供を行う場合や、1日のうち午前と午後にそれぞれ1クラスずつ提供する場合は、それぞれのクラスで専らその職務に従事する児童指導員や保育士の配置が必要です。
- 児童指導員と保育士の総数が、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上の児童指導員（1名以上）と保育士（1名以上）の配置が必要です。なお、「障害児の数」とは、「その日の実利用者数」をいいます。

<例> 定員30名の場合

- ・ その日の実利用者数が26名の場合の児童指導員及び保育士の配置
→通じておおむね総数が7名以上必要
- ・ その日の実利用者数が34名の場合の児童指導員又は保育士の配置
→通じておおむね9名以上必要

※請求の際は、定員区分に応じた単位での請求となります。

【児童発達支援センターにおける取扱い】

- 児童発達支援センターにおいて、治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者をおくこと（専従要件あり：通所指定基準第6条第8項）。
- 児童発達支援センターにおいて、治療を行う場合には、児童発達支援センターの設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けること。
- 児童発達支援センターは、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援センターの提供に必要な設備及び備品等を設けること。

(5) 児童指導員とは

障害児入所施設や及び障害児通所施設には、「児童指導員又は保育士」の配置が必要です。

※（令和5年4月からは、障害福祉サービス経験者の配置を基準人員とみなすことができなくなりました。ご注意ください。）

※原則、短期大学卒業者は当該資格要件に含まれませんが、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により、「学士」の学位が与えられ、かつ、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修した者は、児童指導員の要件に該当します。

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者は児童指導員の要件には該当しません。

※認可外保育施設での従事経験は、児童指導員の要件には該当しません。

※「助教諭」及び「養護教諭」は、児童指導員の要件には該当しません。

◆ 児童指導員の要件は次のとおりです。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条）

児童指導員は次のいずれかに該当する者でなければならない。

- ・都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・社会福祉士の資格を有する者
- ・精神保健福祉士の資格を有する者
- ・学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- ・学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事した者
- ・学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの（養護教諭は含まれません。）
- ・幼稚園の教諭の免許状を有するものであって、都道府県知事が適当と認めた者
- ・三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者

(6) 重症心身障害児を主として対象とする事業所

- 放課後等デイサービス事業所又は児童発達支援事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の人員配置基準については、支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、看護師、機能訓練担当職員及び児童発達支援管理責任者をそれぞれ1名以上配置する必要があります。
なお、児童指導員又は保育士については、常勤専従1名の配置が必要です。
- 嘱託医については、その職務の性質上、支援時間帯において常に対応できる体制を整えておく必要があります。
- 機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができます。
(ただし、事業所に機能訓練担当職員は必ず置くものであり、日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供するのに支障がない場合) [平成27年2月20日 厚生労働省Q&A 問3]

(7) 居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

- ◆従業者の員数・・・ 利用状況や業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保すること。
- ◆従業者の要件・・・ (保育所等訪問支援) 障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、又は心理担当職員であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者。
(居宅訪問型児童発達支援) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは保育士の取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された日以降、直接支援の業務に3年以上従事した者。

<基準第71条の8、73条>

(8) 多機能型事業所について

- 多機能型事業所・・・ 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の事業のうち2つ以上の事業を一括的に運営する事業所（児童発達支援及び放課後等デイサービス等の多機能型事業所を除く）のことをいう。
- ◆従業員の員数に関する特例・・・ 多機能型事業所に配置される従業者については、多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の職務に専従するものとし、指定障害児支援事業所ごとに配置とされる従業者間での兼務を可能としたものである。<基準第80条>
- ◆利用定員に関する特例・・・ 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の利用定員の合計数は全ての指定通所支援を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあっては5人以上。）とができるものとしたものである。<基準第82条>
- ※多機能型事業所の報酬算定については、多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス、又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定する。
- ※多機能型事業所のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の事業を行うものであって、従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所については利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

2 運営基準関係

(1) 管理者及び児童発達支援管理責任者の責務等

<管理者>

- ◆ 従業者及び業務の管理その他の一元的な管理
- ◆ 従業者に指定基準等の規定を遵守させるための必要な指揮命令

<通所指定基準第36条、入所指定基準第33条>

<児童発達支援管理責任者>

- ◆ 個別支援計画の作成
- ◆ 障害児又はその家族からの相談に対する対応や必要な援助
- ◆ 他の従業者に対する技術指導及び助言
- ◆ 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない

<通所指定基準第28・29条、入所指定基準第21・22条>

【個別支援計画作成について】

児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成にあたり、以下の手順により行うこと。

◆ アセスメントの実施

障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者・障害児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢・発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討すること。

◆ 保護者・障害児との面接

アセスメントに当たっては、保護者・障害児に面接を行い、面接の趣旨を保護者・障害児に対して十分に説明し、理解を得ること。

◆ 計画の原案の作成

保護者・障害児の生活に対する意向、総合的な支援の目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえたサービスの具体的な内容、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載すること。

◆ 計画の作成に係る会議の開催

障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対するサービスに当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、計画原案の内容の意見を求めること。なお、テレビ電話装置等（テレビ電話装置その他の情報通信機器）を活用して行うことができる。

◆ 保護者・障害児に対する計画の説明及び交付

保護者・障害児に計画原案を説明し、文書により保護者の同意を得ること。同意を得た後、作成した当該計画を保護者及び当該保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付すること。

◆ モニタリング〔計画の実施状況の把握〕の実施

保護者との継続的な連絡、定期的な保護者・障害児との面接を行い、モニタリング結果を記録すること。

◆ 定期的な計画の見直し、計画の変更

少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

○ 5領域との関連性については、5つの領域全てが関連付けられるよう記載すること。

相互に関連する部分や重なる部分もあると考えられるため、5つの欄を設けて、個々に異なる目標を設定する必要はないが、各領域との関連性についての記載は必ず行うこと。

※ なお、個別支援計画作成における留意点及び記載例については、こども家庭庁発出の「個別支援計画の取扱いについて」及び「個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について」など、通知・事務連絡をご参照ください。

- ! 個別支援計画において、インクルージョンの観点を踏まえた取組や、支援におけるインクルージョンの視点について明記されていますか。
- ! 児童発達支援管理責任者は、適切な方法で個別支援計画を作成していますか。
- ! 個別支援計画の見直しや変更が適切に行われていますか。
- ! 個別支援計画の見直しを行った結果、計画を変更しなかった場合も、見直しの内容について利用者の同意を得て、同意を得た旨を記録してください。
- ! 個別支援計画の作成にかかる業務が適切に行われていない場合は、個別支援計画未作成減算となることがあります。
- ! 報酬告示や留意事項通知において「個別支援計画に基づき」支援を行うこと等とされているにも関わらず支援の内容の記載がない場合は、加算を算定できないことがあります。

【不適切な事例】

- × 利用開始後に個別支援計画を作成している。
- × 個別支援計画の有効期間が明記されていない。
- × 児童発達支援管理責任者以外の職員が作成し、児童発達支援管理責任者が作成していない。
- × 少なくとも6ヶ月に1回以上見直しが行われていない。
- × 保護者・障害児との面接、モニタリングに係る記録が残されていない。
- × 作成日、保護者への説明日、保護者のサイン又は押印がない。
- × 個別支援計画を保護者に交付していない。
- × 個別支援計画を保護者及び障害児に対し、個別支援計画の内容を十分に説明していない。
- × 児童発達支援管理責任者がアセスメント及びモニタリングを行っていない。
- × 個別支援会議を開催していない。

(2) 内容及び手続の説明及び同意

- ◆事業所はサービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用者が施設を選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行わなければならない。
- ◆事業所からサービスの提供を受けることにつき、利用者及び保護者からの同意を得なければならない。(利用者及び事業所双方の保護の立場から書面による確認がのぞましい。)

<基準第12条>

！ 第三者評価の実施状況には、実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等を含めてください。

(3) サービス提供拒否の禁止

- ◆ 事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならない。
<通所指定基準第14条、入所指定基準第7条>
- ◆ 事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
<通所指定基準第3条、入所指定基準第3条>

！ 「正当な理由がある場合」とは、以下のような場合などです。

- ①当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合
- ②入院治療の必要がある場合
- ③事業所が提供するサービスの主たる対象とする障害の種類が異なる場合、
その他障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

※なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由には当たりません。

(4) サービスの提供の記録

- ◆ サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項をサービス提供の都度記録しなければならない。
- ◆ サービスの提供の記録に際しては、保護者からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

<通所指定基準第21条、入所指定基準第15条>

！ サービスを提供した際には、提供日、サービスの具体的な内容、利用者負担額等の保護者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録する必要があります。

※ 障害児入所施設では、記録を適切に行うことができる場合においては、後日一括して記録することも差し支えないとされています。

- ！ サービス提供記録に、記載日や担当者名などの記載漏れはありませんか。
- ！ サービス提供実績記録票等により、保護者等にサービス提供したことについて確認を受け、当該記録票に自署してもらう等、確認を受けたことが分かるようにしてください。

- ◆ 事業者は、少なくとも従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
- ◆ 事業者は、障害児に対するサービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供了した日から5年間保存しなければならない。

<通所指定基準第54条、入所指定基準第51条>

- ！ 個別支援計画、サービス提供の記録、市町村への通知に係る記録、身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、5年間の保存が必要となります。

(5) 受給資格の確認・サービス利用に係る支給申請手続き等の援助

- ◆ サービス提供を求められた場合は、受給者証によって、支給決定の有無、有効期間、支給量等を確かめなければならない。
- ◆ 支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。
- ◆ 支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

- ！ 受給者証と受給者証分冊等により、指標該当の有無の確認、複数の事業者間との調整等を適切に行ってください。
- ！ 受給者証の内容を確認し、必要に応じて支給決定の更新手続きや変更申請等の案内・援助をしてください。
- ！ 支給決定の有効期限が切れた状態でサービス提供を行っても、介護給付費等の給付の対象となるないので、ご注意ください。

(6) 利用者負担額等の受領

- ◆ 事業者等はサービス提供に係る利用者負担額の他、事業所等において提供される便宜に要する費用の支払いを給付決定保護者から受けることができる。
- ◆ 費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- ◆ 事業所等において提供される便宜に要する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、給付決定保護者の同意を得なければならない。

<通所指定基準第23条、入所指定基準第17条>

- ！ 障害児が受けたサービスが明確になるよう、領収証や請求書などには、サービス名、サービス提供年月、費用の内訳等を明記してください。サービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められません。
- ！ 事業所等において提供される便宜に要する費用（日用品費や食費等の他、「その他日常生活費」とされている費用）については、重要事項説明書等にその詳細を記載し、事前に保護者等に説明を行い、同意を得るとともに、事業所等内に掲示していますか。

※ 保護者から徴収できるその他日常生活費の具体的範囲や費用の受領に係る基準、また、これと区別されるべき費用の取り扱い等については下記の通知により確認してください。

<関係通知>

「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」

(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 31 号厚生労働省通知)

【主な事例】

- × 本人負担がない通所給付決定保護者等に対して、当該障害児に係る代理受領通知書を交付していない。

(7) 勤務体制及び研修の機会の確保

- ◆ 障害児に対し、適切なサービスが提供できるよう、事業所等ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ◆ 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
 <通所指定基準第38条、入所指定基準第35条>
- ◎ 事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
 <通所指定基準第3条、入所指定基準第3条【一般原則】>
- ◆ 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 <通所指定基準第38条、入所指定基準第35条>

- ！ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。
- ！ 外部研修や内部研修への参加の機会を計画的に確保していますか。

(8) 秘密保持等

- ◆ 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ◆ 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ◆ 事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。

<通所指定基準第47条、入所指定基準第44条>

- ！ 個人情報の取り扱いについて、マニュアルを作成する等して従業者への周知を図っていますか。
- ！ 従業者等の退職後も守秘義務があるので、雇用時等にその旨を取り決めてください。
- ！ 他事業所等への障害児等の情報提供に対し、文書で保護者等の同意を得ていますか。
- ！ 障害児相談支援等の利用時など、個人情報の取り扱いには十分に注意してください。

(9) 苦情解決

- ◆ 障害児又は保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- ◆ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

<通所指定基準第50条、入所指定基準第47条>

- ！ 重要事項説明書等に苦情解決の措置の概要について記載がありますか。
- ！ 事業所内に苦情解決の措置の概要について掲示を行っていますか。
- ！ 苦情を受け付けた場合には、受付日、内容等を記録するとともに、迅速かつ適切に対応していますか。
- ！ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行ってください。

(10) 事故発生時の対応

- ◆ 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、北九州市、市町村（支給決定をした自治体）、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ◆ 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- ◆ 障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- ！ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めていますか。
- ！ 事業所に自動対外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいとされています。

※その他、事故報告書の様式等の詳細については、<共通「8 事故等が発生した場合の報告について」を参照してください。

(11) 会計の区分

[医療型障害児入所支援施設を除く]

- ◆ 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

<通所指定基準第53条、入所指定基準第50条>

- ！ 当該事業所の会計を、法人本部の会計、他の事業の会計と区分していますか。
- ！ 多機能型事業所においては、実施する事業ごとに会計を区分していますか。

(12) 利用者預り金の取扱い

- ！ 利用者の預貯金等を管理する場合は、責任者等を定め、通帳と印鑑を別々に保管していますか。また、複数の者により適切な管理が常に行える体制を整備していますか。
- ！ 日頃から、全職員に不祥事防止に向けた注意喚起を行うなど、法人内部の管理体制の強化を図っていますか。

※預り金の管理状況等については、今後の各事業所・施設における運営指導等において重点的に確認等を行うこととしています。

<参考>

社会福祉法人及び社会福祉施設等における管理運営要綱（令和6年6月改訂版）
作成：北九州市保健福祉局総務部総務課
〔項目：社会福祉施設（入所者処遇関係）／入所者預り金〕

(13) 児童発達支援・放課後等デイサービスの質の評価及び改善

- ◆ 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者は、サービスが漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援を提供しなければならない。
- ◆ 支援の提供に当たっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める児童発達支援ガイドライン・放課後等デイサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。
- ◆ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うため、事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、サービスを利用する障害児の保護者による評価と、その改善を図らなければならない。
(なお、評価及び改善を図るに当たっては、児童発達支援ガイドライン・放課後等デイサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。)
- ◆ インターネット等で広く公表すること

※質の確保の観点から自己評価結果を公表することは事業者の義務となっています。

◎留意すべき事項

1. 評価の流れ

- ① 「保護者等向け評価表」によるアンケート調査及び集計をおこなう。
- ② 「事業者向け自己評価表」による従業者評価及び集計をおこなう。
(※従業者評価は、できる限り全従業者から提出を求める。)
- ③ 上記①②の結果を踏まえ、事業所全体で自己評価及び改善目標等の設定を行う。
(※その際、課題や改善が必要な事項について認識のすり合わせを行う等、全従業者による共通理解の下で取組を進めていくことが望ましい。)
- ④ ③で決定した自己評価の結果及び改善目標等は、おおむね1年に1回以上インターネット等で公表する。(その際、障害者支援課に「自己評価結果等の公表に係る届出書」により届出をおこなう。)
- ⑤ 公表した内容に基づき、支援内容の改善等をおこなう。

2. 指定基準で求められている公表内容について

(※各評価表は予め、以下の項目を捉えた設問となっています)

1. 事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
2. 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
3. 事業の用に供する設備及び備品等の状況
4. 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
5. 利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
6. 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
7. 業務の改善を図るための措置の実施状況

※なお、未公表の場合は減算の適用となりますので、必ず公表して下さい。どのような場合に減算となるのか等、詳しくは児童系報酬算定関係の「各種減算の取り扱い」を参照して下さい。

※多機能型事業所（人員配置特例によるものを含む）の場合は、サービス毎に集計すること。

※複数単位の事業所は、単位毎に集計すること。

◎新規に指定を受けた事業所の質の評価公表の取り扱いについて

新規に指定を受けた事業所については、指定日以降、1年以内に質の評価及び改善内容の公表を行ってください。

- ! 評価の根拠となる資料（「保護者向け評価表」及び「事業者向け自己評価表」）については、事業所にて保管をお願い致します。
- ! 評価表および評価結果表の様式は、こども家庭庁HPにてダウンロードしてください。
https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki#h2_free1

(14) 保育所等訪問支援における評価制度

- ! 保育所等訪問支援については、サービスを利用する障害児の保護者による評価及び自己評価に加え、当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価（訪問先施設評価）も行わなければなりません。

1. 評価の流れ

- ① 保護者によるアンケート調査及び集計を行う。
- ② 訪問先施設によるアンケート調査及び集計を行う。
- ③ 上記①②の評価の結果を踏まえて、事業所全体で課題の分析等を実施。事業所全体での自己評価及び改善目標等の設定を行う。
- ④ 自己評価及び改善目標等は、概ね1年に1回以上保護者・訪問先施設に示すとともに、インターネット等により公表することを要する。（その際、障害者支援課に「自己評価結果等の公表に係る届出書」により届出をおこなう。）
- ⑤ 公表した内容に基づき、支援内容の改善等を行う。

※なお、留意すべき事項や公表すべき内容については、前述の「(13) 児童発達支援・放課後等デイサービスの質の評価及び改善」をご参照ください。

(15) 支援プログラムの策定等

- ◆ 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス事業者は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス事業所ごとに指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスプログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

<通所指定基準第26条の2・第71条>

※総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、支援プログラムの策定し、公表することは事業者の義務となっています。

「支援プログラム」：5領域との関連性を明確にした指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス事業所全体サービスの実施に関する計画をいう。

- ! 支援プログラム参考様式は、こども家庭庁HPにてダウンロードしてください。
https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki#h2_free1
- ! 令和7年3月31日まで経過措置が設けられ、努力義務とされていましたが、令和7年4月1日以降は義務となっていることに注意してください。
- ! 支援プログラム未公表減算については、〈児童－28〉を参照してください。

(16) サービスの取扱方針

- ！ 事業者は、障害児の特性、障害の特性その他の事情を踏まえたサービスの確保や、サービスの質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、サービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければなりません。
- ！ 事業者は、障害児がサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けるようにして、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めなければなりません。
- ！ 障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければなりません。

(17) 入所児童等の移行支援及び移行調整について

- ！ 入所施設は、15歳に達した障害児について移行支援計画を作成し、一人一人の状況に応じた丁寧・着実な移行支援・移行調整を進めていくこと。
- ！ 入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させること。
- ！ 移行支援計画作成または更新時等には、「移行支援関係機関連携会議」を開催し、関係機関と連携・協働すること。

【移行支援計画作成について】

児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成にあたり、以下の手順により行うこと。

- ◆ 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、アセスメントを行い、障害児がサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容を検討すること。
- ◆ 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービス等を利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な留意事項等を記載した移行支援計画の原案を作成すること。
- ◆ 障害児への移行支援の提供に当たる担当者等を招集して、原案について意見を求めるこ。
- ◆ 障害児の保護者及び本人に対し、移行支援計画について説明し、文書によりその同意を得ること。
- ◆ 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うこと。

- ！ 移行支援計画の作成及び移行支援・移行調整の実施については、令和6年7月2日こども家庭庁発出の「障害児入所施設に入所する障害児等の移行支援・移行調整について（こ支障第166号こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）」等をご参照ください。

(18) 協力医療機関等に係る新設の取扱い

- 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、新感染症をいう）の発生時等の対応を取り決めるように努めること。
- 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応について協議を行うこと。

(19) 自動車を運行する場合の所在の確認

- ◆ 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。
- ◆ 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の様態を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときには、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

<通所指定基準第40条の3・第71条・第79条>

○送迎車両等の安全対策

令和4年9月、静岡県牧之原市で認定こども園の送迎バスに置き去りにされた園児が亡くなった事故を受け、国は、同年10月に「子どものバス送迎・安全徹底プラン」を取りまとめました。

これを受け、基準省令の改正が行われ、①乗降車の際に点呼等の方法により利用者の所在を確認すること、②送迎用車両への安全装置の装備及び当該装置を用いて降車時の所在確認すること、が義務付けられました。

<義務付け事項>

- ① 利用者の通所や施設外活動等のために自動車を運行する場合、利用者の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により利用者の所在を確認すること。
- ② 送迎用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

対象：座席（*）が2列以下の自動車を除くすべての自動車

（*）「座席」には車いすを使用する利用者が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む

<義務付けの対象>

サービス種類		① 所在確認	② 安全装置
障害児 通所支援	児童発達支援センター	対 象	対 象
	児童発達支援		
	放課後等デイサービス		
	保育所等訪問支援・ 居宅訪問型児童発達支援		対象外

障害児 入所支援	障害児入所施設 (医療型・福祉型)		
-------------	----------------------	--	--

※安全装置の義務付けについて、経過措置期間は令和6年3月31日で終了しています。

令和6年4月1日以降、未設置の場合は送迎用として使用できません。ご注意ください。

※安全装置の装着義務のある車両において、安全装置の装着が確認されない場合は指導の対象となります。

(20) 電磁的記録等に関する取り扱い

- サービス提供の実績票、個別支援計画への電子サインの適用の可否について
通所給付決定保護者の端末上で保護者がサインをするなどの形式の電子サインであり、確認した個人が特定できるものであれば、サービス提供実績記録票への電子サインの適用は原則可能とします。
個別支援計画への電子サインの適用は可能ですが、当該個別支援計画を交付する際には、通所給付決定保護者および利用児に対し、個別支援計画の内容について必ず説明を行ってください。また、専門的支援実施計画等についても、電子サインの適用は可能ですが、必ず計画の内容について説明を行ってください。
- 日誌や利用記録等のペーパーレス化の可否について
日誌や利用記録等のペーパーレス化については、原則可能となります。データでの保管をする際にはバックアップをとるなどして、データの紛失にご注意ください。また、運営指導等にて閲覧や提出を求められた場合には、速やかに対応できる体制をとっていただくようお願いいたします。
個人情報の取り扱いにあたっては、ペーパーレス化に伴い、より一層のご注意をお願いします。
- 電磁的記録や電磁的方法による交付等を行う場合には、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、電磁的方法による交付等については、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

(21) 不登校となった障害児に対する学校の授業時間帯に係る支援について

- ! 学校の授業時間帯のサービス提供にあたっては、必ず事前に学校に相談し、利用開始以降も学校と連携するようにしてください。
- ! 不登校となった障害児に対する支援は、事業所のみで行うものではなく、学校及び家庭、その他関係機関等と緊密な連携の下、協働で支援を行うことが重要です。

提出書類等

- (1) 子どもに対し支援を開始する際は、事前に「学校の授業時間帯に係る支援対象者リスト（様式1）」を障害者支援課指定指導係宛に担当者へ電子メールで提出すること。
 - (2) 支援を開始または終了する子どもが発生した都度、その内容を反映した最新版のリストを提出すること。
- ※ 「学校の授業時間帯に係る支援対象者リスト（様式1）」については、教育委員会へ情報提供することができます。
- ※ 個別サポート加算（Ⅲ）の算定の有無にかかわらず、不登校となった障害児に対する支援

を開始する際には、必ず当該リストをご提出ください。

留意事項

- (1) 学校と連携し、子どもの気持ちに寄り添い、最善の利益の保障を図ること
- (2) 指定放課後等デイサービスの人員、設備及び運営に関する基準を満たすこと
- ※ 運営規程のサービス提供時間を超えてサービス提供することになった場合は、運営規程のサービス提供時間変更し、変更届を提出してください。
- ※ 学校が休業日でない日に、午前から授業終了以降引き続き利用した場合であっても、請求できる報酬は休業日ではなく、授業の終了後の単価になります。
- (3) 利用開始前に、上記(1)(2)を踏まえた必要な事項について、「重要事項説明書」に記載し、保護者に対し丁寧に説明しておくこと
- (4) 個別支援計画に、子どもへの学校の授業時間帯に係るサービス提供内容を記載し、保護者の同意を得ること
- (5) 支援を行った日ごとに、受入時間を記録しておくこと
- (6) 実績記録票の備考欄に、登校に向けて学校及び保護者と連携している旨（例：登校調整中）を記載し、保護者確認欄に署名又は押印をもらっておくこと

※ 学校の出欠の取扱いについては、子どもの在籍する学校へご相談ください。

(22) その他<共通事項>の項に掲載している事項

事項名	参照する項
身体拘束等の禁止	共通事項「7 身体拘束等の禁止について」
虐待の防止	共通事項「6 虐待防止のための取組みについて」
衛生管理等	共通事項「10 非常災害対策、衛生管理等について」
業務継続計画の作成等	共通事項「10 非常災害対策、衛生管理等について」
非常災害対策	共通事項「10 非常災害対策、衛生管理等について」

3 報酬算定関係

※以下に掲載している加算は報酬告示の一部となります。この他の加算については報酬告示及び留意事項通知等でご確認下さい。

(1) 各種加算に係る届け出について

1 届出が必要な場合

- ① 新たに加算を算定する場合
- ② 加算の区分を変更する場合（区分が高いものに変更する場合）
- ③ 加算の区分を変更する場合（区分が低いものに変更する場合）
- ④ 加算を算定しなくなる場合
- ⑤ 減算をする場合

※ 以下の場合には届出は不要ですが、人員基準および算定する加算の要件を満たしているか事業所内で必ずご確認ください。

- ・算定する加算に変更はないが、人員の変更や新規採用による増加がある場合
- ・算定する加算の区分に変更はないが、算定に当たって配置する人員に変更がある場合

2 届出日の期限について

- ・①及び②は、加算の算定を開始する月の前月15日（15日が休業日の場合は翌営業日）
 - ・③、④、⑤は、状況確認後すみやかに提出すること
- ※ 提出は原則郵送です。
- ※ 消印有効です。
- ※ 提出の際には書類が不足していないかチェックリストを必ずご確認ください。
- ※ 書類が不足している場合は届け出が受理できず、加算等の算定も希望月にできない場合がありますのでご了承ください。
- ※ 書類のご提出の際には、必ず事業所用の控えをとるようにしてください。控えがなく、算定していた加算がわからなくなるという事案が発生しています。

(2) 基本報酬について

1 児童発達支援の基本報酬

児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）の基本報酬について、主に小学校就学前の障害児（未就学児）を支援する場合（障害児のうち小学校就学前のものの占める割合が70%以上（小数点第2位以下を切り上げ）であること）とそれ以外の場合に区分されます。

※障害児の数の算定に当たっては、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる年度）の小学校就学前の障害児の延べ利用人数を用い、その延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が70%以上であるか否かにつき区分を判定します。

※複数の児童系サービスを提供している多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、それぞれのサービスにおける障害児の利用延べ人数により算出して下さい。

2 児童発達支援及び放課後等デイサービス時間区分の創設について

○30分以上1時間30分以下	区分1
○1時間30分超3時間以下	区分2
○3時間超5時間以下	区分3

※放課後等デイサービスについては、学校休業日のみ区分3を算定可能。

- ・個々の障害児の日々の支援について支援に要する時間（計画時間）を定め、当該計画時間の支援に応じて基本報酬を算定してください。
- ・放課後等デイサービスについては、個々の障害児に対するサービス提供時間は30分を超える必要がある点に留意してください。なお、放課後等デイサービスの計画に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が30分以下の提供が必要である（徐々に在所時間数を延ばす必要性がある）と市町村が認めた就学児については、算定が可能な場合があります。
- ・台風等の悪天候時に、児童の安全を確保するため、事業所の判断で提供時間を変更し、個別支援計画に定める時間よりも、実際に支援に要した時間が短くなる場合には、計画に定める時間で算定できます。

3 医療的ケア区分に伴う基本報酬

看護職員を配置して医療的ケアを必要とする障害児（以下、医療的ケア児）を支援した場合に医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する。

ア) 対象となるサービス

主として重症心身障害児を受け入れる場合以外の一般型事業所（児童発達支援、児童発達支援センター、放課後等デイサービス）

イ) 具体的な取扱い

- ◆医療的ケアとは、医療的ケアスコア表に規定する14類型の医療行為を指す。
- ◆医療的ケアスコアについては、<児童－20ページ>のとおり。
- ◆看護職員の配置基準

○医療的ケア児に医療的ケアを行う場合、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を1人以上配置する必要がある。

○医療的ケアを行う場合において、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員を基準の児童指導員等の合計数に含むことができるが、

医療的ケア区分に応じた基本報酬や医療連携体制加算を算定する上で配置した看護職員は、看護職員を基準の児童指導員等の合計数に含むことはできないため注意すること。

<医療的ケア区分に応じた看護職員の配置割合>

医療的ケア区分	医療的ケアスコア	医療的ケア児：看護職員数の配置割合
3	32点以上	1：1
2	16点以上	2：1
1	3点以上	3：1
なし	-	—

◆医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定

○必要な配置が行われたかどうかは一月を通じて配置が足りているかどうかで考える。

		月																														合計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
医療的ケア児 利用児童数	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
	区分3（32点以上）																																
	区分2（16点以上）																																
	区分1（3点以上）																																
必要看護職員数	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	区分3（32点以上）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	区分2（16点以上）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	区分1（3点以上）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
配置看護職員数 ※イ	合計 ※ア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	配置看護職員数 ※イ																																0

医療的ケア区分に応じた基本報酬算定 → ○

【医療的ケア児が利用する日の合計日数】 0 日 【医療的ケア児の1日の平均利用人数】 0 人

必要看護職員数 ≤ 配置看護職員合計数 となった場合に
基本報酬を算定できる。

○医療的ケアへのサービス提供時間帯を通じて配置されていない場合（一部の時間帯だけの配置）は、配置看護職員として計上できない。

○医療的ケアへのサービス提供時間帯を通じて全く看護職員が配置されていなかった日については報酬は算定できない。（一部であっても看護職員が配置されていれば報酬は算定可。）

！医療的ケアに係る基本報酬を算定する上では、あらかじめ指定権者に届出をする必要があるため注意すること。

！配置看護職員合計数が必要看護職員合計数未満となった場合の取扱いは、国の取扱いを確認すること。

◆本来の医療的ケア区分より低い区分で受け入れた場合

障害児の状態等によって、看護職員の人数を確保することが困難となる場合等、本来の医療的ケア区分より低い医療的ケア区分で受け入れた場合、低い区分での基本報酬を算定すること。

！あらかじめ保護者の同意が必要

！低い区分として必要看護職員合計数及び配置看護職員合計数を確保するものとしてあらかじめ指定権者に届け出ることが必要

！詳細は、国の取扱いを確認すること。

■通所給付費等単位数表第1の1の表（スコア表）

項目	細項目	基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低
1.人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。)の管理		10	2	1	0
2. 気管切開の管理		8	2	0	0
3. 鼻咽頭エアウェイの管理		5	1	0	0
4. 酸素療法		5	1	0	0
5. 吸引(口鼻腔又は気管内吸引に限る。)		8	1	0	0
6. ネブライザーの管理		3	0	0	0
7. 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻	8	2	0	0
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	3	1	0	0
8. 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻酔等)		8	2	0	0
9. 皮下注射	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬等の注射を含む。)	5	1	0	0
	(2) 持続皮下注射ポンプの使用	3	1	0	0
10. 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む。)		3	1	0	0
11. 継続的な透析(血液透析、腹膜透析等)		8	2	0	0
12. 導尿	(1) 間欠的導尿	5	0	0	0
	(2) 持続的導尿(尿道カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)	3	1	0	0
13. 排便管理	(1) 消化管ストーマの使用	5	1	0	0
	(2) 摘便又は洗腸	5	0	0	0
	(3) 洗腸	3	0	0	0
14. 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2	0	0

(3)各種減算の取扱いについて

<定義>この項目における「所定単位数」・・・各種加算が算定される前の単位数

1 定員超過による減算

ア) 対象となるサービス

A	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型サービス、基準該当児童発達支援事業所
B	障害児入所支援（指定医療機関を除く）

イ) 算定される単位数・・・所定単位数×70%

ウ) 具体的な取り扱い

「1日の利用者数」又は「直近の過去3月間の利用者の延べ数」が、以下の計算方法により求めた数を超える場合にそれぞれ減算の対象となります。

	サービス	計算方法	減算対象
1日あたり	A	<利用定員50人以下> 利用定員×150% <利用定員51人以上> 利用定員+ (利用定員-50) ×25% +25	当該1日について利用者全員について減算
	B	<入所定員50人以下> 入所定員×110% <入所定員51人以上> 入所定員+ (入所定員-50) ×5% +5	
過去3月間	A	<定員10人以下> (利用定員+3) ×開所日数 <定員11人以上> 利用定員×開所日数×125%	当該1月間について利用者全員について減算
	B	入所定員×開所日数×105%	

※ 障害児通所支援の多機能型事業所で、複数のサービスごとに利用定員を定めている場合は、当該サービスごとに算出してください。

※ 計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとします。

！ 定員超過減算については、令和4年2月28日付厚生労働省 障害児・発達障害者支援室発出の事務連絡「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて」を参照し、適切な運営を行うこと。また、定員を超過して利用者を受け入れている事業所は「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて適宜確認すること。

2 人員欠如による減算

ア) 対象となるサービス

児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、放課後等デイサービス

居宅型児童発達支援（児童発達支援管理責任者欠如減算のみ）

保育所等訪問支援（児童発達支援管理責任者欠如減算のみ）

イ) 算定される単位数（サービス提供職員の欠如の場合）

所定単位数×70%（減算が適用される月から3月末満）

所定単位数×50%（減算が適用される月から連續して3月以上の月）

ウ) 算定される単位数（児童発達支援管理責任者の欠如の場合）

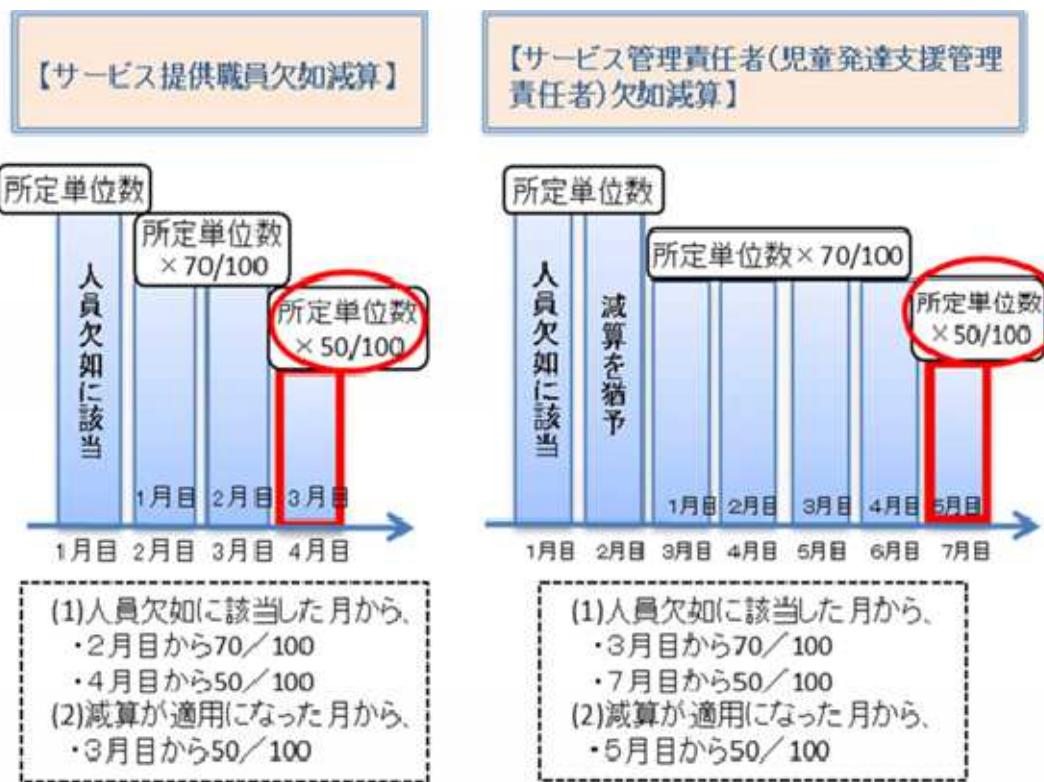
所定単位数×70%（減算が適用される月から5月末満）

所定単位数×50%（減算が適用される月から連續して5月以上の月）

工) 具体的な取り扱い

	ケース	減算対象
人 員 数 の 欠 如	直接処遇職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少	その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで利用者全員について減算
	直接処遇職員が人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少	その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで（翌月の末日において基準を満たしている場合を除く。）利用者全員について減算
	それ以外の人員欠如（管理者・児童発達支援管理責任者等）	利用者全員について減算
	常勤、専従など従業者の員数以外の要件を満たしていない	//

※ 多機能型事業所等で、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の利用者全員について減算となります。



3 個別支援計画未作成による減算

(※計画の有効期限切れを含む)

ア) 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援（指定医療機関において行う場合を除く）

イ) 算定される単位数

所定単位数×70%（減算が適用される月から3月末満）

所定単位数×50%（減算が適用される月から連続して3月以上の月）



ウ) 留意すべき事項

- ◆ 実務経験を満たしていない者(各実務要件に2年満たない段階から、基礎研修の受講が可能となった者が基礎研修を修了し、事業所において2人目の児童発達支援管理責任者として配置された者が計画の原案を作成した場合を除く)が作成した計画については、計画未作成減算の対象となる。
- ◆ 経過措置対象者が作成した計画については、計画を見直すまでの間（計画の見直しは少なくとも6月に1回以上は必要）は減算の対象にはならない。

エ) 具体的な取り扱い

減算の対象となる事由に該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで該当する利用者につき減算を行う。



【主な事例】

- × 指定基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないといった事例がありました。
- × 計画の更新時期を失念したため新たな計画の作成が行われず、有効期限切れとなつた事例がありました。
- × 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない事例がありました。

※ 相互に連動して二重に減算される場合は(①②双方、②③双方の事由により減算が生じた等)いずれか一方のみに着目して減算を行う。

4 開所時間による減算

ア) 対象となるサービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス（学校休業日）

イ) 算定される単位数

開所時間が4時間未満の場合・・・所定単位数×70%

開所時間が4時間以上6時間未満の場合・・・所定単位数×85%

ウ) 具体的な取り扱い

- ◆「運営規程に定める営業時間」とは事業所に職員を配置し、利用者を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎のみを行う時間は含まれません（延長支援加算においても同様）。
- ◆営業時間が6時間以上であれば、結果として全ての利用者の利用時間が6時間未満であっても減算の対象とはなりません。
- ◆多機能型の特例による場合には、営業時間も合算して判断するため、平日に児童発達支援の営業時間を午前（9時～12時）、放課後等デイサービスの営業時間を午後（13時～16時）などとしている場合は、減算とはなりません。

5 自己評価結果等未公表（質の評価及び改善等の内容未公表）による減算

ア) 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、保育所等訪問支援

イ) 算定される単位数

所定単位数×85%

ウ) 具体的な取り扱い

- ◆指定通所基準等に基づき、質の評価及び改善の内容（以下、「自己評価結果等」という）の公表及び届出が適切に行われていない場合に、減算となります。
- ◆保育所等訪問支援は、訪問先施設による評価も必要です。

[経過措置]保育所等訪問支援は、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

○ 適切に行われていない場合とは以下の項目が考えられます。

- ・自己評価結果等の公表状況を本市に届け出ていない事業所
- ・自己評価結果等のうち「事業所における自己評価」及び「保護者等からの事業所評価の集計結果」をHP（ホームページ）等に公表していない事業所
- ・自己評価結果等の公表状況を本市に届け出ているが、各評価表の内容（項目）を著しく変更し、評価内容が不十分である事業所
- ・自己評価結果等の公表状況を本市に届け出ているが、その公表の方法が事業所内の掲示や保護者への配布等に留まり、「インターネットの利用その他の方法で広く公表」していると判断できない事業所

6 支援プログラム未公表減算

ア) 対象となるサービス

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、
共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

イ) 算定される単位数

所定単位数×85%

ウ) 具体的な取り扱い

- ◆指定通所基準等に基づき、支援プログラムの公表について都道府県に届け出がされていない場合に、減算となる。
- ◆届け出がされていない月から届け出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するもの。
- ◆新たに指定を受けた事業所は、指定を受けた月の末日までに、公表および届出すること。

(例) 令和7年6月1日新規指定事業所

→支援プログラムの公表について、令和7年6月30日までに、北九州市障害者支援課指定指導係まで届出をすること。

7 身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算、支援プログラム未公表減算について

<共通事項「1－2 令和6年度報酬改定に係る減算について（全サービス・個別サービス）> をご参照ください。

(4)各種加算を算定する際の注意点

- 報酬告示や留意事項通知で「（個別支援）計画に基づいて…」「支援の内容を記録すること…」とあるものについては、個別支援計画に各加算で求められている内容が記載されていない場合や、行った支援の内容の記録がない場合については、加算を算定することができませんので、ご注意ください。上記の内容が記載されていないこと等により、過誤修正が必要となった事例が多数ありました。
- 報酬告示や留意事項通知で「…都道府県知事又は市町村長に届け出た」等とあるものについては、本市に届出がなければ加算を算定することができませんので、ご注意ください。
- 報酬告示や留意事項通知で「児童発達支援給付費（障害児通所・入所給付費）の算定に必要となる従業者の員数に加え、…」とあるものについては、児童発達支援管理責任者欠如や児童指導員や保育士等の基準人員が欠如している場合には加算を算定することができませんのでご注意ください。人員の欠如により加算の算定ができない状況で算定していたことが確認され、過誤修正が必要となった事例が多数ありました。

(5)児童指導員等加配加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、主として重症心身障害児を通わせる事業所、福祉型障害児入所施設

② 具体的な取り扱い

◆ 障害児通所・入所給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等、又はその他の従業者を常勤換算で1名以上配置している事業所において、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた加算を算定することができます。

- (1) 児童指導員等（常勤専従・経験5年以上）を配置
- (2) 児童指導員等（常勤専従・経験5年未満）を配置
- (3) 児童指導員等（常勤換算・経験5年以上）を配置
- (4) 児童指導員等（常勤換算・経験5年未満）を配置
- (5) その他の従業者を配置

※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数とする。

※「経験」について、雇用形態や1日当たりの勤務時間数は問わないが、1年あたり180日以上の勤務があることを想定している。

(例) 保育士 経験5年以上の職員A

2020年4月1日～2021年3月31日 1年0月間 (194日) B保育所勤務

2021年4月1日～2023年3月31日	2年0月間	(372日)	C保育所勤務
2023年4月1日～2024年3月31日	1年0月間	(172日)	D保育所勤務
2024年4月1日～2025年3月31日	1年0月間	(182日)	E保育所勤務
	合 計	5年0月間	(920日)

→2023年4月1日～2024年3月31日の1年間は172日であるが、児童福祉事業従事経験年数が5年かつ900日(=180日×5年)以上を超えるため、要件を満たす。

※本加算の目的は、常時見守りが必要な障害児への支援等の強化であることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間を通じて事業所で直接支援に当たることを基本とする。

※管理者と兼務をする場合は「常勤換算」となる。

※異なる職種で常勤換算を満たす場合は以下のとおりとなる。

(例1) 経験5年以上の児童指導員等と経験5年未満の児童指導員等により常勤換算で1名以上とする場合。

→児童指導員等(常勤換算・経験5年未満)の報酬を算定。

(例2) 経験5年以上の児童指導員等とその他の従業者により、常勤換算で1名以上とする場合。

→その他の従業者の報酬を算定。

※加配の人員について、常勤により配置する場合に、当該職員が病気で欠勤する場合や有給休暇を取得する場合であっても、配置の要件を満たします。なお、欠勤等が1月以上続く場合には、配置要件は満たさなくなります。

- ◆ 児童発達支援管理責任者が欠如となった場合、直ちに取り下げの届出をしてください。
- ◆ サービス提供職員欠如となった場合、欠如した日については算定できません。欠如日を除き、人員基準及び本加算の要件を満たしている日のみ算定してください。
- ◆ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者は児童指導員等に含まれますが、児童指導員としては認められない点にご注意ください。

児童指導員等加配加算

(1) 児童指導員等を配置する場合

- ・児童指導員等には、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(公認心理士、その他大学(短期大学を除く)若しくは大学院において、心理学科等を修了して卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者に限る)、視覚障害者支援担当職員、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者をいいます。
- ・児童福祉事業に従事した経験年数については、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事したものも含まれます。
- ・必要となる従業者の員数に加え、児童指導員等を常勤換算で1名以上配置

(2) その他の従業者を配置する場合

- ・上記以外のその他の従業者を常勤換算で1名以上配置

(6)看護職員加配加算（I）（II）

① 対象となるサービス

主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター）、福祉型障害児入所施設

② 具体的な取り扱い

◆主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター）の場合

看護職員加配加算（I）・・・以下のア）及びイ）を満たす場合であること。

ア）主として重症心身障害児を通わせる事業所において、指定通所基準の員数に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師、又は准看護師）を常勤換算で1名以上配置し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であること。

イ）医療的ケア児に対して支援を提供することができることをインターネットの利用その他の方法により広く公表していること。

！当該加算は、主として重症心身障害児以外を通わせる事業所においては算定ができないため、注意すること。

！当該加算の対象は、主として重症心身障害児を通わせる事業所に通っている医療的ケアに関する判定スコアにある状態の障害児に限らず、当該事業所を利用する障害児全員に加算される算定可能。

（参考）

「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&AVOL.3（平成30年5月23日）」問21
「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&AVOL.1（平成30年3月30日）」問102

看護職員加配加算（II）・・・以下のア）及びイ）を満たす場合であること。

ア）主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所において、指定通所基準の員数に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師、又は准看護師）を常勤換算で2名以上配置し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であること。

イ）医療的ケア児に対して支援を提供することができることをインターネットの利用その他の方法により広く公表していること。

！当該加算は、主として重症心身障害児以外を通わせる事業所においては算定ができないため、注意すること。

◆福祉型障害児入所施設の場合

看護職員配置加算（I）

指定入所基準に定める員数に加え、専ら当該施設の職務に従事する看護職員（保健師、助産師、看護師、又は准看護師）を1名以上配置していること。

看護職員配置加算（II）・・・以下のア）又はイ）を満たす場合であること。

ア）主として知的障害児又は盲児若しくはろうあ児を入所させる施設においては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師、又は准看護師）を2名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上

イ）主として自閉症又は肢体不自由を入所させる施設においては、指定入所基準に定める員数に

加え、看護職員（保健師、助産師、看護師、又は准看護師）を2名以上配置し、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上

◆看護職員配置加算における障害児の数の算出方法について

- 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の医療的ケア児の利用日数と医療的ケアスコアを用いる。
- 医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに、当該医療的ケア児の当該前年度の延べ利用日数を乗じ、当該数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。
- 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケア児については、医療的ケアスコアを合算して算出すること。
- その他、新設、増築等の場合の障害児の数の取り扱いについては、国の留意事項通知をご覧ください

(7)福祉専門職員配置等加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、医療型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

② 具体的な取り扱い

◆福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）

- 児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、又は公認心理師である従業者の割合が35%以上

◆福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）

- 児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、又は公認心理師である従業者の割合が25%以上

◆福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）・・・以下のア）又はイ）を満たす場合であること。

ア 児童指導員若しくは保育士の総数（常勤換算数）のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75%以上

イ 児童指導員若しくは保育士として常勤で配置されている従業者のうち、当該事業所等において3年以上従事している従業者の割合が30%以上

<直接処遇職員の範囲>

サービス	加算	対象となる直接処遇職員の職種
児童発達支援	福祉専門職員配置等加算Ⅰ・Ⅱ	児童指導員
	福祉専門職員配置等加算Ⅲ	児童指導員、保育士
放課後等デイサービス	福祉専門職員配置等加算Ⅰ・Ⅱ	児童指導員
	福祉専門職員配置等加算Ⅲ	児童指導員、保育士
福祉型障害児入所施設	福祉専門職員配置等加算Ⅰ・Ⅱ	児童指導員
	福祉専門職員配置等加算Ⅲ	児童指導員、保育士
医療型障害児入所施設	福祉専門職員配置等加算Ⅰ・Ⅱ	児童指導員、指定医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く）
	福祉専門職員配置等加算Ⅲ	児童指導員、保育士、指定医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士又は指導員に限る）

※下記①～②の場合においては、当該事業所の全てのサービスにおいて対象となる直接処遇職員を含む
わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合に全てのサービス利用者に対して加算を算定します。
(一部のサービスのみで要件を満たしても算定できません。)

- ① 障害児通所支援のみの多機能型事業所の場合
- ② 障害児通所支援と障害福祉サービス等との多機能型の場合

※常勤の職員が複数事業所の職務を兼務している場合（多機能型事業所の場合は、上記の取扱いによります。）

I・II及び IIIのイ	1週間の勤務時間数の2分の1を超えて勤務している事業所（2分の1ずつの場合は、どちらか一方の事業所）において常勤職員として評価する。
IIIのア	いずれの事業所においても勤務時間数（当該事業所における勤務時間数）を分母・分子に算入することが可能。

(8) 延長支援加算

- ① 対象となるサービス
児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター
- ② 具体的な取り扱い
障害児ごとの通所支援計画に定める標準的な発達支援時間が5時間（放課後等デイサービスは平日3時間、学校休業日5時間）としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置付けている障害児について支援時間に応じた区分にて算定できます。
- ③ 時間区分
 - ・延長1時間以上2時間未満
 - ・2時間以上
 - ・(30分以上1時間未満)
- ④ 留意事項
 - ・延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能。
 - ・利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合は、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定すること。（前後の時間を合算して1時間以上では算定不可。）
 - ・延長支援時間が個別支援計画に定めた延長支援時間を超える場合は、個別支援計画に定めた延長支援時間により算定。
 - ・運営規程に定める営業時間が6時間以上であること。
 - ・主として重症心身障害児を支援する事業所は、従前の延長支援加算と同様の取扱いとする。
- ⑤ 従業員の配置
 - ・延長支援時間における障害児が10人以下・・・2人以上
 - ・延長支援時間における障害児が10人以上・・・2人に、障害児が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人加えた数以上
 - ・うち1人以上は人員基準により置くべき従業者（児童発達支援管理責任者を含む）を配置
 - ・医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合は、上記従業者の配置のうち、看護職員を1人以上配置。

(9)送迎加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター

<児童発達支援>

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外】

(1) 障害児

※以下(2)～(4)は(1)に加えて算定できます。

(2) 重症心身障害児

(3) 医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合：中重度医療的ケア児）

(4) 医療的ケア児（その他の場合）

※医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可。

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所】

(1) 重症心身障害児

(2) 医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合：中重度医療的ケア児）

(3) 医療的ケア児（その他の場合）

※主として重症心身障害児以外の児童への支援を対象とする事業所において、重症心身障害児や医療的ケア児に対し送迎を実施し、加算を算定する場合は届出が必要です。

※重症心身障害児については、運転手に加えて基準人員の従業者の付き添いが必要。

※医療的ケア児については、運転手に加えて医療的ケアが可能な看護職員の付き添いが必要です。

<放課後等デイサービス>

！ 放課後等デイサービスにおいて、サービス提供時間が30分以下の場合であって、基本報酬の算定ができない場合は、本加算は算定できません。

【主として重症心身障害児を支援する事業所以外】

(1) 障害児

(2) 重症心身障害児

(3) 医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合：中重度医ケア児）

(4) 医療的ケア児（その他の場合）

※医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定できます。

【主として重症心身障害児を支援する事業所】

(1) 重症心身障害児

(2) 医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合：中重度医ケア児）

(3) 医療的ケア児（その他の場合）

※主として重症心身障害児以外の児童への支援を対象とする事業所において、重症心身障害児や医療的ケア児に対し送迎を実施し、加算を算定する場合は届出が必要です。

※重症心身障害児については、運転手に加えて基準人員の従業者の付き添いが必要です。

※医療的ケア児については、運転手に加えて医療的ケアが可能な看護職員の付き添いが必要です。

② 具体的な取り扱い

- ◆ 居宅等と事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
- ◆ 事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄り駅や集合場所まで行ったものについても、加算を算定できる。

- 指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス事業所等の従業者によってサービスを提供しなければならないこととされていますが、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各指定障害福祉サービス事業所等の状況に応じ、送迎に係る業務について別の事業者に委託することも可能（複数の事業所が交通事業者に共同で委託する場合を含む。）であり、受託した事業所により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合も、送迎加算の算定が可能です。ただし、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象となりません。
- 利用者からの燃料費等の実費は、送迎加算の額を超える場合に限り徴収が可能です。
- 送迎を行うA事業所の従業者がB事業所と雇用契約を締結すること、又はB事業所が送迎をA事業所に委託する委託契約を締結すること等を通じて、同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）を事業所間で協議した上で決定し、送迎範囲が利用者の利便性を損なうことのない範囲かつ各事業所の通常の事業実施地域範囲内である場合にあっては、両事業所の利用者を同乗させることは差し支えなく、この場合においても、A事業所、B事業所ともに送迎加算の算定が可能です。なお、送迎業務を別の事業所に委託する場合や、複数の事業所が交通事業者に共同で委託する場合における利用者の同乗についても、同様の取扱いとします。
- 児童発達支援管理責任者は原則として、直接サービス提供を行う従業者とは異なる人員であり、送迎の際に運転手業務を行うことは不適切であるため留意ください。

【送迎加算および送迎時における注意事項】

- × 徒歩による送迎を送迎加算として請求していた。
→ 徒歩による送迎は加算の対象となりませんので、報酬の請求はできません。
- × B事業所の利用児をA事業所が送迎することについて、利用児及び保護者に説明をし、同意を得ていなかった。
→ B事業所の利用児をA事業所が送迎する場合には、必ず利用児及び保護者へ説明の上、同意を得て行ってください。また、B事業所の利用児がA事業所による送迎を利用する際に、事前に顔を合わせておくなど、利用児の支援に影響のないよう配慮した上で、送迎を行ってください。
- × 営業時間中、送迎により、事業所に人員が1人もいない。
→ 営業時間には必ず1人以上は人員を配置してください。
- × 児童が塾等へ通う目的で、保護者のいない塾へ利用児を送迎した。
→ 送迎は保護者の下へ利用児を送り届けるものであり、保護者のもとではなく、塾へ送迎することは事業者の責務ではないため、不適切となります。
- × 利用児が事業所を利用しない日に、児童の居宅から学校間までなどを送迎した日について、送迎加算を請求していた。
→ 事業所を利用した日に、事業所から居宅等への送迎をした場合に加算を算定できます。児童が事業所を利用せず、学校から居宅までの間を送迎することは事業所の責務ではないため、上記の場合には算定できません。

(10)強度行動障害児支援加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

② 具体的な取り扱い

<強度行動障害児支援加算（I）>

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準二十点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

！ 放課後等デイサービスにおいて本加算を算定している場合、個別サポート加算（I）のケニアーズの高い障害児に対して強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して放課後等デイサービスを行った場合の30単位の加算は算定できません。

<強度行動障害児支援加算（II）>（放課後等デイサービスのみ）

中核的支援人材養成研修を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準三十点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者や中核的支援人材養成研修修了者の配置は常勤換算によらない単なる配置でなく、管理者や児童発達支援管理責任者が研修修了者である場合にも算定は可能。なお、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が児童発達支援管理責任者である場合には、支援計画シート等に基づく強度行動障害を有する児への直接支援は別の者が行うことが必要であることに留意すること。

※強度の行動障害を有する障害児とは、以下の別表4の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると市町村が認めた障害児

※当該加算を算定予定の事業所につきましては、体制の届け出が必須であるとともに、利用受給児の登録等が必要となります。算定を行う場合は、必ず事前に障害者支援課指定指導係までご連絡下さい。

※ 当該加算の算定を開始した日から90日以内の期間は、さらに+500単位／日

！ その他具体的な算定要件については、留意事項通知をご参照ください。

別表4

行動障害の内容	1点	3点	5点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
激しい器物破損	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声	ほぼ毎日	1日中	絶えず

を出す等の行動			
沈静化が困難なパニック			あり
他人に恐怖を与える程度の粗暴な行為			あり

(11) 食事提供加算（児童発達支援センター）

① 対象となるサービス

児童発達支援センター

※ 児童発達支援センター以外の事業所においては算定できません。

② 具体的な取り扱い

児童発達支援センターが、低所得・中間所得世帯の児に対して、障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合に算定。

※令和9年3月31日まで、加算の経過措置を延長する。

食事提供加算（Ⅰ）

栄養士による助言・指導の下で、次の取組を行う場合に算定。

ア 栄養士が食事提供に係る献立を確認するとともに、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の支援・助言を行う。

イ 提供した食事について、障害児ごとの摂取状況を把握し、記録を行う。

ウ 定期的に障害児の身体の成長状況（身長・体重等）を把握し、記録を行う。

エ 食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組（行事食の提供や調理実習等）を計画的に実施する。

オ 家族等からの食事や栄養に関する相談等について対応し、記録を行う。

食事提供加算（Ⅱ）

管理栄養士による助言・指導の下で、次の取組を行う場合に算定。

カ 上記（Ⅰ）のア～オと同じ

キ 年1回以上、家族等に対して、食事や栄養に関する研修会等を開催し、食事に関する情報提供を行う。

(12) 欠席時対応加算（Ⅰ）

<欠席時対応加算（Ⅰ）>

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター

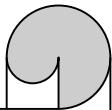
② 具体的な取り扱い

◆急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日（休業日は含まない）に中止の連絡があり、相談援助を行なった場合に月4回まで算定可能。

◆従業者が、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録しておくこと。（直接の面会や自宅への訪問等は要しない。）

※重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、1月の利用者数 ÷ （定員×当該月の営業日） < 80 / 100の場合、1月に8回を限度として算定可能。

- ! 中止の連絡日時、連絡者、利用予定日、相談援助者、欠席理由、確認内容（利用者の状況）、相談援助の内容等を記録に残していることが必要です。
- ! 相談援助の内容については、具体的に記載してください。（「お大事に」、「次回利用確認」などの記載のみでは算定不可。）
- ! 利用中止が真にやむを得ない理由によるものは算定可。（保護者の急病や、悪天候時における利用者判断による利用中止、急な葬祭等の場合は算定可。）
- ! 単なる失念や私用による利用中止など、事業所の責に問わない理由によるものは算定可。
- ! 事前に予定が把握できるもの（旅行・学校行事等）については、原則として算定不可。（利用契約締結時に利用者及び家族に対し、事前に連絡するよう十分説明してください。）



【算定ができない主な事例】

- × 中止の連絡日、確認内容、相談援助内容の記録を作成していなかった。
- 記録を作成することも加算の算定要件ですので、報酬の請求はできません。

※ 必要な内容の記録をしないまま、報酬の請求をしていたため、過誤修正が必要となつた事例が多数ありました。

- × 利用の前日に、インフルエンザ罹患に伴う利用中止の連絡があり、その後4日間利用がなかった。
- 利用のなかった4日間のうち、1日目および2日目は「前々日、前日」の要件を満たすので請求できますが、残りの3日目および4日目はその要件を満たしていないため請求できません。なお、1日目および2日目の各日について相談援助を行う必要があることにご注意ください。

※欠席時対応加算算定の根拠となる記録の様式及び記載例

<欠席時対応加算Ⅰ>

連絡日時	利用予定日	連絡方法	連絡者	従業者	欠席理由	確認内容 (利用者の状況)	相談援助の内容
6/16 (金) 16:00	6/19 (月)	電話	母	○○	急病	今朝から発熱。現在 38.2°C。 嘔吐、下痢症状あり。 ノロウイルス感染疑い。 用心のため月曜欠席の連絡。	病院受診を促し、水分補給、服薬管理について助言。家族への感染予防のため、排せつ物等に直接接触しないよう注意。 病状軽快後に次回利用日の連絡を入れるよう伝達。
6/23 (金) 9:00	6/23 (金)	電話	父	××	葬儀	昨夜、△△が亡くなったので 本日欠席の連絡。	長時間の移動で体調を崩すことが心配されるので注意を促す。次回利用予定日は 6/26 (月) であることを確認。
6/26 (月) 13:00	6/26 (月)	電話	母	△△	急病	今朝から発熱。現在 37.8°C。 病院で受診した結果、インフルエンザであると診断があった。	水分補給、服薬管理について助言。家族への感染予防のため、除菌や手洗い等行うよう注意。これから熱が上がる可能性があるため、定期的に観察するよう促す。

						本日から3日間欠席の連絡。	
6/26 (月) 13:00	6/27 (火)	電話	母	△△	急病	同上。	2日目は熱が上がりやすいため、水分補給をこまめにとるよう促す。服薬管理および食事についても助言。病状悪化時には病院受診をするよう伝達。
6/26 (月) 13:00	6/28 (水)	電話	母	△△	急病	同上。	3日目は症状も落ち着くと思うが、悪化する可能性があるので注意を促す。4日目以降も激しい運動は控え、休息をとるよう助言。次回利用予定日は7/3(月)であるが、病状軽快後には予定通り利用可能か連絡を入れるよう伝達。

(13) 関係機関連携加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、保育所等訪問支援

② 具体的な取り扱い

【児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター】

(I)～(III)はそれぞれ月1回を限度として、(IV)は1回を限度として算定。

※なお、(I)と(II)は同一月においていずれかのみ算定可。

関係機関連携加算(I)

保育所や学校等と個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合

関係機関連携加算(II)

保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合

関係機関連携加算(III)

児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合

※個別サポート加算(II)を算定している場合、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定不可。

関係機関連携加算(IV) 就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

! 上記支援にあたっては、あらかじめ保護者の同意を得る必要があります。

! 就職先が就労継続A型およびB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならない。

【保育所等訪問支援】

訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により情報連携を行った場合に加算。

※月1回を限度として算定。

※ 他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。

(14) 訪問支援員特別加算

① 対象となるサービス

保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

② 具体的な取り扱い

保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（保育所等訪問支援等の業務従事の場合、3年以上）の職員を配置し当該職員が支援を行う場合に算定。

<訪問支援員特別加算（Ⅰ）>

業務従事10年以上（又は保育所等訪問支援等の業務従事5年以上）の職員の場合

<訪問支援員特別加算（Ⅱ）>

業務従事5年以上10年未満（又は保育所等訪問支援等の業務従事3年以上）の職員の場合

(15) 家族支援加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（※障害児入所施設は後述）

② 具体的な取り扱い

◆ 個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ算定できます。（1月に4回を限度として）。

◆ 保育所等訪問支援以外の事業所は、保育所又は学校等（以下、「保育所等」）の障害児が長時間所在する場所において、相談援助等の支援を行うことが効果的であると認められる場合については、保育所等及び保護者の同意を得た上で、保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は、算定できます。

・家族支援加算（Ⅰ）（月4回を限度）

障害児の家族に対して居宅を訪問、事業所等で対面、オンラインによる方法で個別に相談援助等を行った場合

※居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は月2回を限度。

・家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）

障害児の家族に対して事業所等で対面、オンラインによる方法でグループでの相談援助等を行った場合

※サービス提供した日以外の日に相談援助を行った場合でも算定可。ただし、サービス提供しない月においては算定できません。

※多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超える算定することはできません。

(16) 初回加算（保育所等訪問支援）

① 対象となるサービス

保育所等訪問支援

② 具体的な取り扱い

◆ 利用の初期段階において、訪問先との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において、算定可能。ただし、当該障害児が過去6ヶ月間に保育所等訪問支援事業を利用したことがない場合のみ算定可能。

◆ 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。

(17) 保育職員加配加算

- ① 対象となるサービス
医療型児童発達支援、医療型障害児入所施設
- ② 具体的な取り扱い
 - ◆ 保育機能の充実を図るために、基準に定める従業員の員数に加え、児童指導員又は保育士を常勤換算1名以上配置している場合に算定可能。

(18) 専門的支援体制加算

- ① 対象となるサービス
児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、主として重症心身障害児を通わせる事業所
- ② 具体的な取り扱い
 - ◆ 障害児通所給付費の算定に必要となる従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は、算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等又は児童指導員を1名以上配置している事業所において、加算を算定することができます。
 - ◆ 当該加算における「理学療法士等」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援職員をいう。
 - ◆ 本加算の実務経験には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まれない点に留意してください。
 - ◆ 通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できません。
 - ◆ サービス提供職員欠如または児童発達支援管理責任者欠如の際には算定できません。
 - ◆ 児童発達支援管理責任者が欠如となった場合、直ちに取り下げの届出をしてください。
 - ◆ サービス提供職員欠如となった場合、欠如した日については算定できません。欠如日を除き、人員基準及び本加算の要件を満たしている日のみ算定してください。

※加配の人員について、常勤により配置する場合に、当該職員が病気で欠勤する場合や有給休暇を取得する場合であっても、配置の要件を満たします。なお、欠勤等が1月以上続く場合には、配置要件は満たさなくなります。

※「経験」について、雇用形態や1日当たりの勤務時間数は問いませんが、1年あたり180日以上の勤務があることを想定しています。

(例) 保育士 経験5年以上の職員A

2020年4月1日～2021年3月31日	1年0月間	(194日)	B保育所勤務
2021年4月1日～2023年3月31日	2年0月間	(372日)	C保育所勤務
2023年4月1日～2024年3月31日	1年0月間	(172日)	D保育所勤務
2024年4月1日～2025年3月31日	1年0月間	(182日)	E保育所勤務
	合 計	5年0月間	(920日)

→2023年4月1日～2024年3月31日の1年間は172日であるが、児童福祉事業従事経験年数が5年かつ900日(=180日×5年)以上を超えるため、要件を満たす。

(19) 専門的支援実施加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、主として重症心身障害児を通わせる事業所

② 具体的な取り扱い

- ◆ 理学療法士等を1以上配置し、当該理学療法士等が障害児ごとの通所支援計画を踏まえて、その有する専門性に基づく評価及び当該通所支援計画則った支援であって5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下「専門的支援実施計画」という）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行う場合に算定することができます。
 - ◆ 理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。
 - ◆ 配置については、単なる配置で差し支えないものであり、指定通所基準の規定により配置すべき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によることも可能です。
 - ◆ 1月の算定限度回数は、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて算定してください。（児童発達支援）
 - ・月の利用日数が12日未満 限度回数4回
 - ・月の利用日数が12日以上 限度回数6回
(放課後等デイサービス)
 - ・月の利用日数が6日未満 限度回数2回
 - ・月の利用日数が12日未満 限度回数4回
 - ・月の利用日数が12日以上 限度回数6回
 - ◆ 算定においては、本加算で配置する理学療法士等が、対象児の評価、専門的支援実施計画の作成、支援の実施という一連の流れを行う場合にのみ算定可能です。
 - ◆ また、複数の職員によって支援を実施する場合は、実際に支援をする職員により対象児の評価や計画の作成を行ってください。なお、支援の実施は理学療法士等のみ可能である点に注意してください。
 - ◆ 児童発達支援管理責任者欠如の際には算定できません。
 - ※ 専門的支援実施計画の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行ってください。

【専門的支援実施加算の算定ができない主な事例】

- × 理学療法士Aが作成した専門的支援実施計画に基づき、作業療法士Bが支援を行った場合。
 - × 理学療法士Aが作成した専門的支援実施計画に基づき、児童指導員C（児童指導員として5年未満の実務経験者）が支援を行った場合
 - × 理学療法士A、作業療法士Bが作成した専門的支援実施計画に基づき、保育士D（5年以上の実務経験者）が支援を行った場合。
→実際に支援をする職員が計画の作成に携わっていない。

(20) 個別サポート加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

① 対象となるサービス

児童発達支援、児童発達支援センター、放課後等デイサービス
(いずれも、主として重症心身障害児を対象とする事業所を除く。)

② 具体的な取り扱い

<個別サポート加算（Ⅰ）>

- ◆ 著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、当該児童発達支援障害児又は就学児サポート調査表（放課後等デイサービスに限る。）のうち、要件に該当すると市町村が認めた障害児へ支援をした場合
- ◆ 放課後等デイサービスに限り、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を配置（常勤換算に限らない単なる配置で可）し、当該研修修了者が、本加算の対象児に対し放課後等デイサービスを行った場合所定単位数に加えて 1 日につき 30 単位を算定できます。

！ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して放課後等デイサービスを行った場合の 30 単位の加算については、強度行動障害児支援加算を算定している場合には算定できません。

！ 詳細の取扱いについては、報酬告示及び関係告示等をご確認ください。

<個別サポート加算（Ⅱ）>

- ◆ 要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行う場合に評価を行うもの。
- ◆ 支援の必要性について、保護者に説明することが適當ではない場合があることから、本加算の趣旨當について理解した上で、慎重に検討すること。

！ 連携先機関等と、要保護児童又は要支援児童であることの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。

！ 6月に1回以上、連携先機関等との共有を行い、その記録を文書で保管していること。
連携先機関等と双方で共有しているものであり、単に事業所において口頭メモを保管しているものは対象となりません。

！ 個別支援計画に当該支援について位置付けられており、保護者の同意を得ていること。

！ 個別支援計画への記載や、連携先関係機関等との情報共有については、保護者の心情に十分留意し、当該支援の趣旨や支援について保護者が事前に承諾・同意していること。

！ これらの同意については、保護者との信頼関係が構築されていることを前提とするもの。

！ 連携先機関との連携について、当該加算を算定した場合、関係機関連携加算（Ⅲ）は算定できません。

<個別サポート加算（Ⅲ）>

① 対象となるサービス

放課後等デイサービス

② 本加算算定における留意事項及び算定要件

（留意事項）

- ◆ 不登校の状態にある障害児への支援については、放課後等デイサービス事業所のみで行うも

のではなく、学校及び家庭、その他関係機関等と緊密な連携の下、協働で支援を行っていくことが重要です。

- ◆ 放課後等デイサービス事業所が不登校の状態にある障害児に対して、学校や保護者との緊密な連携の下で支援を行う必要性を感じたとしても、障害児や学校、保護者との認識が一致しているとは限らないため、事業所側からの一方的な訴えとならないよう、障害児や学校、保護者との信頼関係を構築し、共通理解の下で支援を進めていくことが必要です。
- ◆ こうした信頼関係が築けていない場合に、一方的に加算の算定に係る同意や連携を求めることについては、学校及び保護者との信頼関係を損ねるのみならず、不登校の状態にある障害児にも好ましくない影響が生じる恐れがあることに留意してください。
- ◆ 学校との情報共有においては、障害児の不登校の状態について確認を行うこととし、障害児や家族等の状態、登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行ってください。なお、本加算による支援の継続の要否については、欠席状況や本加算による支援が必要であると判断した時点からの障害児本人の心情や状況の変化等を踏まえ、学校、家庭、事業所の三者の共通理解の下で判断してください。

(算定要件)

- ◆ 不登校の状態にある障害児の支援についてはあらかじめ保護者の同意を得たうえで、個別支援計画に位置付けて支援を行うこと。
- ◆ 放課後等デイサービス事業所が主体となって学校と情報共有を行い、事業所と学校との間で緊密な連携を図りながら支援を行う必要のある障害児に対し支援を行うこと。学校との情報共有においては、障害児の不登校の状態について確認を行うこととし、障害児や家族等の状態、登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと。なお、本加算による支援の継続の要否については、欠席状況や本加算による支援が必要であると判断した時点からの障害児本人の心情や状況の変化等を踏まえ、学校、家庭、事業所の三者の共通理解の下で判断すること。
※本加算は永続的に算定するものではない点に留意すること。
- ◆ 支援の継続の要否について検討を行った結果、本加算の算定を終結する場合にあっても、その後の支援においては、学校との連携に努めること。
- ◆ 個別支援計画書の作成にあたっては、学校と連携して作成し、月1回以上は情報共有を行い、共有した内容について記録を行うこと。情報共有の方法は面談（オンラインも可）、電子メール、電話等とする。
※当該連携について関係機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定は不可。
※電話等による情報共有の方法は、本加算を算定するにあたって既に顔を合わせていることを前提としている。
- ◆ 個別支援計画書については、5領域全ての繋がりを明確化したものとし、その内容に沿った不登校児への支援のサービス内容とすること。
- ◆ 家族への相談援助を月に1回以上行うこと。相談援助は、居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも問わないが、個別での相談援助を行うこと。
- ◆ 家族への相談援助を行う場合には、障害児や家族の意向及び居宅での過ごし方の把握、放課後等デイサービスにおける支援の実施状況等の共有を行い、実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成すること。

③ 届出について

- ◆ 事前提出書類として、「学校の授業時間帯に係る支援対象者リスト（様式1）」を提出してください。

(21) 医療連携体制加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、児童発達支援センター、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

② 具体的な取り扱い

<医療連携体制加算（I）（II）（III）>

◆医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を事業所に訪問させ、障害児へ1時間未満（医療連携体制加算Ⅰ）、1時間以上2時間未満（医療連携体制加算Ⅱ）、2時間以上（医療連携体制加算Ⅲ）看護を行った場合に、1回の訪問につき8人を限度として算定ができる。

- ！ 医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している障害児、及び、重症心身障害児については算定できません。
- ！ 当該児障害児に主治医から看護の提供等の指示（障害児ごとに、書面で保管すること）を受けること。
- ！ 主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。
- ！ 主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。

<医療連携体制加算（IV）（V）>

◆医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、医療的ケア児に4時間未満（医療連携体制加算Ⅳ）、4時間以上（医療連携体制加算Ⅴ）の看護を行った場合に、1回の訪問につき8人まで算定できる。

- ！ 医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している障害児、及び、重症心身障害児については算定できません。
- ！ この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している場合は、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定することを原則とするもの。
- ！ 当該児障害児に主治医から看護の提供等の指示（障害児ごとに、書面で保管すること）を受けること。
- ！ 主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。
- ！ 主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。

<医療連携体制加算（VI）>

◆医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、医療連携体制加算（VI）を算定することが可能。

- ！ 当該児障害児に主治医から看護の提供等の指示（障害児ごとに、書面で保管すること）を受けること。
- ！ 主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。
- ！ 主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。

<医療連携体制加算（VII）>

※喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合（医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定しない）

※主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定を可能とする。

(22) 集中的支援加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス (障害児入所施設は後述)

② 具体的な取り扱い

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として加算。

(23) 人工内耳装用児支援加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター

② 具体的な取り扱い

【児童発達支援、児童発達支援センター】

人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）

聴力検査室を設置している児童発達支援センターにおいて、主治医又は眼科もしくは耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行つた場合算定できます。

※言語聴覚士は、基準の人員に加えて、1以上配置（常勤換算）してください。

人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）

児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、主治医又は眼科もしくは耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、又は言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行つた場合算定できます。

※言語聴覚士は、1以上配置（常勤換算に限らない単なる配置で可）してください。

【放課後等デイサービス】

主治医又は眼科もしくは耳鼻咽喉科の医療機関との連携のもと、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している時に対して、専門的な支援を計画的に行つた場合

※言語聴覚士は、1以上配置（常勤換算に限らない単なる配置で可）してください。

(24) 視覚・聴覚言語機能障害児支援加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター

② 具体的な取り扱い

視覚又は聴覚もしくは言語機能に重度の障害のある児に対し、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して、支援を行つた場合算定できます。

※意思疎通に関して専門性を有する人材の配置については、基準の人員によることも可。また、常勤換算ではなく単なる配置で可。

<対象となる児童>

- ・視覚障害に関して1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている児童
- ・聴覚障害に関して2級の身体障害者手帳の交付を受けている児童
- ・言語機能に関して3級の身体障害者手帳の交付を受けている児童

(25) 入浴支援加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター

② 具体的な取り扱い

- ・医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に加算が算定できます。

※月8回を限度

- ・安全に入浴するために必要な浴室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行うこと。対象児の状態等に応じて入浴するのに適した構造や面積等を有していること。
- ・対象児の障害特性、家庭における入浴の状況等の必要な情報を把握し、対象児の入浴方法や支援体制、手順等についてあらかじめ書面で整理するとともに、従業者に周知すること。
- ・入浴機器について、支援を行う日及び定期的に、安全装置を含め、安全性及び衛生面の観点から点検を行うこと。
- ・従業者に対して、定期的に入浴支援の手法や入浴機器の使用方法、突発事故が発生した場合の対応等について研修や訓練等を実施すること。
- ・安全計画に入浴支援の安全確保のための取組等について定め、従業者に対して周知徹底を図ること。
- ・入浴支援の実施に係る必要な情報を把握し、個別支援計画に位置付けたうえで実施すること。
- ・入浴中に従業者の見守りがなくなる時間が生じないようにすること。
- ・個別支援計画等に基づき、安全確保のための必要な体制を確保したうえで、対象児の障害特性や発達段階に応じた適切な方法で行うこと。
- ・対象時の年齢等を考慮しながら、本人や家族の意に反する異性介助が行われないようにすること。また、プライバートゾーンや羞恥心に配慮すること。
- ・浴槽を使用した部分浴は算定可だが、清拭は算定不可。また、シャワー浴については、洗身を行う場合は算定可だが、単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定不可。

(26) 事業所間連携加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター

② 具体的な取り扱い

事業所間連携加算（Ⅰ）

セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用する児について、コーディネートの中核となるコア連携事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行い、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合

事業所間連携加算（Ⅱ）

コア連携事業所が開催する会議に参加するなど、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援へ反映させた場合

※複数事業所のすべてが同一法人内の事業所である場合は算定できません。

※（Ⅰ）（Ⅱ）はそれぞれ月1回を限度として算定。

(27) 通所自立支援加算（放課後等デイサービス）

① 対象となるサービス

放課後等デイサービス

② 具体的な取り扱い

学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合に加算。

※算定開始から90日を限度とする

・なお、同行する従業者の交通費等については事業所負担とし、利用者に負担させることは不可。

・同一敷地内の移動や、きわめて近距離の移動などは対象となりません。

・重症心身障害児は本加算の対象外となります。

・安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付けてください。

(28) 自立サポート加算（放課後等デイサービス）

① 対象となるサービス

放課後等デイサービス

② 具体的な取り扱い

進路を選択する時期にある就学児（高校2年生・3年生を基本とする）について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

※学校との連携における会議等の実施については、関係機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定ができます。

※月2回を限度として算定。

(29) 保育・教育等移行支援加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター

② 具体的な取り扱い

障害児通所支援事業所を退所して保育所等の集団生活を営む施設への移行に向けた支援や退所後の障害児への相談援助や保育所等の施設に対し助言・援助を行った場合に算定できます。

（1）退所前に移行に向けた取組（移行先へ助言援助や関係機関等との移行に向けた協議等）を行った場合に、2回を限度として算定。

（2）退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として算定。

（3）退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合に、1回を限度として算定。

(30) 子育てサポート加算

① 対象となるサービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援センター

② 具体的な取り扱い

障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、あらかじめ保護者の同意を得た上で、保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供し、子どもの特性や、特性を踏まえた関わり方等について相談援助等を行った際に月4回に限り加算が算定できます。

! それぞれの障害児及び家族等の状態に応じて、支援を行う従業者が協働して取り組んでいくことが重要であるため、支援を行う従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児に及び家族に対する一斉指示については、本加算を算定できません。

! 複数の障害児及び家族ごとにあわせて支援を行う場合は従業員1人あたり最大5世帯までとしてください。また、それぞれの障害児及び家族ごとの状態を踏まえて個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行ってください。

(31) 多職種連携支援加算

① 対象となるサービス

居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

② 具体的な取り扱い

職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合に加算が算定できます。また訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員も含みます。

※月1回を限度として算定できます。

! 複数人の訪問支援員は異なる専門性を有することが必要となります。具体的には①保育士又は児童指導員、②理学療法士、③作業療法士、④言語聴覚士、⑤看護職員、⑥児童発達支援管理責任者若しくはサービス管理責任者又は障害児相談支援専門員若しくは障害者相談支援専門員、⑦心理担当職員のうち、それぞれ異なるいずれかの資格・経験を有する訪問支援員であること。

(32) ケアニーズ対応加算（保育所等訪問支援）

① 対象となるサービス

保育所等訪問支援

② 具体的な取り扱い

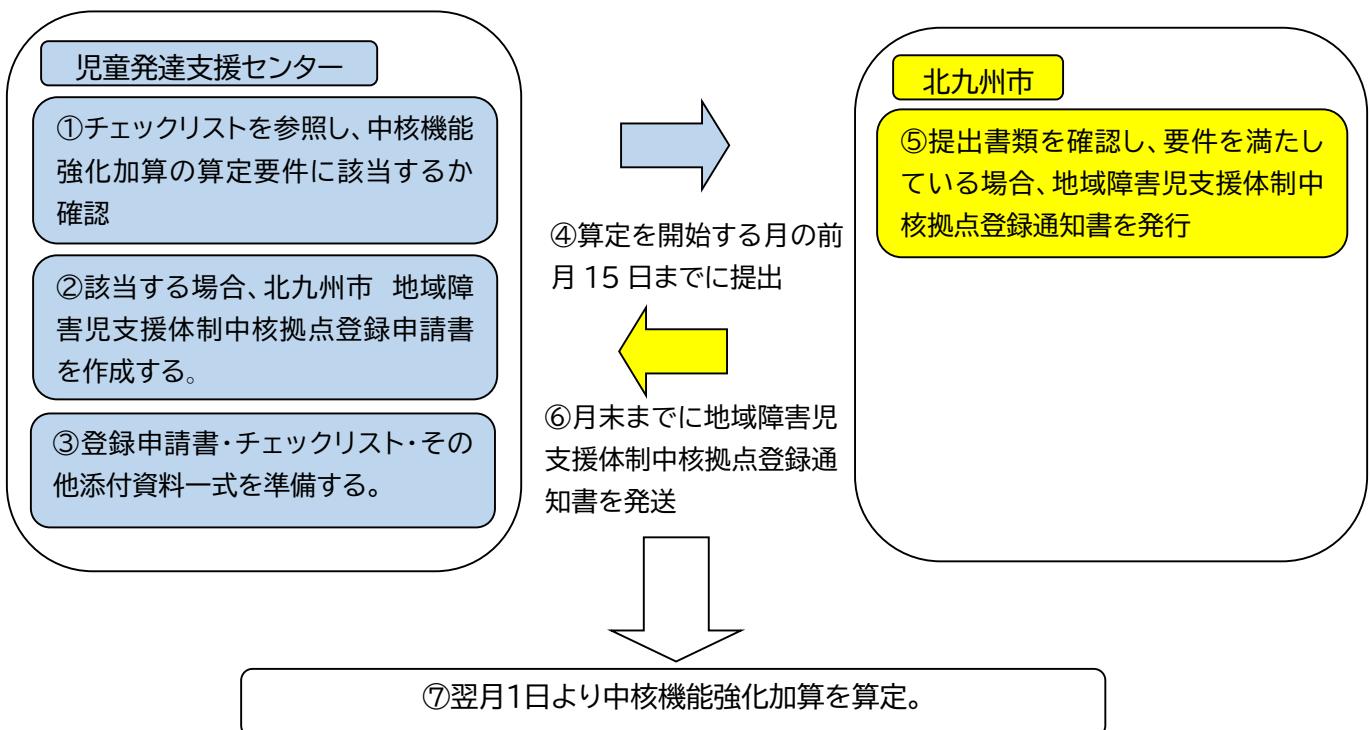
訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合に加算が算定できます。

(33) 中核機能強化加算（児童発達支援センター）

- ① 対象となるサービス
児童発達支援センター

- ② 具体的な取り扱い
市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定できます。

【当該加算算定の流れ】



【算定要件の確認について】

当該加算を算定する場合は、以下の<基本要件>、<体制要件>を満たすか確認してください。

<基本要件>

①市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保しているか。	いずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。 1. (自立支援) 協議会（子どもの専門部会含む）又はこれに準ずる会議等に参画している場合。 2. (自立支援) 協議会の設置がない場合等であって、市町村が開催する障害福祉・障害児支援に関する会議への参加や、市町村と定期的に情報共有等を目的とした会議を開催している場合。 3. 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。
------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>②幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保しているか。</p>	<p>いずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定放課後等デイサービスの指定を有している場合。 2. 同一法人及び同一市町村内であって、指定放課後等デイサービスの指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。 3. 保育所等訪問支援の指定を有している、又は自治体からの補助、委託事業等により、小学校から高等学校までのいずれかの学校等に訪問し、学齢児に対して支援を行うことが可能である場合。 4. 同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している等の事業所との連携により、上記3の内容を行う体制を確保している場合。(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。 5. 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。
<p>③地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保しているか。</p>	<p>いずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の障害児通所支援事業所等が参加できる研修会等を開催している場合 2. 定期的に、地域の障害児通所支援事業所を参考して、情報共有の場を設けている場合 3. 地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業、その他事業を活用し、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行っている実績がある場合。 4. 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。
<p>④インクルージョンの推進体制を確保しているか。</p>	<p>いずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所等訪問支援の指定を有している場合。 2. 同一法人及び同一市町村内であって、保育所等訪問支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。 3. 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。
<p>⑤入口としての相談機能を果たす体制を確保しているか。</p>	<p>いずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害児相談支援の指定を有している場合。 2. 同一法人及び同一市町村内であって、障害児相談支援の指定を有している事業所との連携により、体制を確保している場合(指定管理等の場合であって、一体的に運用されている場合には他法人でも可)。 3. 市町村から委託相談を受託している場合。 4. 発達支援の入口の相談を、市町村が中心になって行っており、当該相談と日常的な連携を図りながら、必要な支援を提供できる体制があること。この場合には、事前に市町村と協議・調整を行うこと。

	<p>5. 令和6年4月1日時点では上記の各取組を実施していないが、令和6年度早期に実施予定である場合。その場合には、市町村と事前に協議・調整を行い、市町村が認めたものであること。</p>
⑥地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に関する取組の状況を年に1回以上公表しているか。 ※ 令和6年度終了後の公表を想定しているため、令和6年度中は未実施で可	<p>1. 地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に定める取組の状況について年に1回以上公表している場合。この場合、市町村や他の加算対象事業所との連携により、共同で作成したものでも差し支えない。</p>
⑦自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね年に1回以上受けているか。 ※ 令和6年度中は、今後実施予定あることでも差し支えない	<p>いずれかに該当する場合には、要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第三者評価等、外部の評価機関による外部評価を受審している場合。 運営基準に定められている自己評価を行う際に、第三者の同席を求める等、第三者が参画する形で自己評価を行っている場合。
⑧従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、1年に1回以上研修を実施しているか。 ※ 令和6年度中は、今後策定する予定であることでも差し支えない	<p>1. 全従業者を対象とした研修計画を策定し、計画的に支援の質に関する研修を実施している場合 ※ 基準において実施が義務付けられている、虐待防止に関する研修及び虐待防止に関する研修等の実施のみの場合は不可。</p>

<体制要件>

イ	主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者を配置できる体制があること。	<p>以下の職種に該当する者であって、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて1以上配置（常勤専任による配置）できる場合（下記□とは異なる者を配置すること）。</p> <p>※ 経験年数は、資格取得後から当該支援に従事した経験年数とする。</p> <p>【対象となる職種】</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員</p>
□	主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者を配置できる体制があること。	<p>以下の職種に該当する者であって、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて1以上配置（常勤専任による配置）できる場合（上記イとは異なる者を配置すること）。</p> <p>※ 経験年数は、資格取得後から当該支援に従事した経験年数とする。</p> <p>【対象となる職種】</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員</p>
ハ	多職種連携のチームアプローチにより、専門的な支援を提供できる体制があること。	<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士及び児童指導員を全て配置すること。ただし、当該配置にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士及び児童指導員については、3年以上障害児通所支援又は障害児入所支援の業務に従事した経験を有する者を配置する必要があること。なお、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする。 ・基準人員、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算により加配した人員、上記イ及び□の人員でも可能とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・配置すべき者に係る職種のうち2職種までは常勤・常勤換算ではない配置によることも可能であること（例：同一法人内の他の施設に勤務する専門職の活用等により2職種を有する者（理学療法士・作業療法士1名ずつ）を自事業所に勤務させる体制を確保する等）。 ・同一者が複数の職種を有している場合には、2職種までに限り評価を可能とする。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<適合する要件（算定可能な加算）>

中核機能強化加算Ⅰ	1. 基本要件において全てが「該当」 2. 体制要件のイ+ロ+ハの全てが「該当」になる場合
中核機能強化加算Ⅱ	1. 基本要件において全てが「該当」 2. 体制要件においてⅡがイ+ロが「該当」になる場合
中核機能強化加算Ⅲ	1. 基本要件において全てが「該当」 2. 体制要件においてⅠがイ又はロが「該当」になる場合

(34) 入院・外泊時加算（Ⅰ）（Ⅱ）、入院時特別支援加算（福祉型障害児入所施設）

① 対象となるサービス

福祉型障害児入所施設

② 具体的な取り扱い

- ア 入院又は外泊した翌日から起算して8日目までは、入院・外泊時加算（Ⅰ）を算定
- イ アから引き続き入院又は外泊する場合には、82日間を限度として入院・外泊時加算（Ⅱ）を算定
- ウ イからさらに引き続き入院する場合には、入院時特別支援加算を算定

- ！ 入院時の「入院・外泊時加算（Ⅱ）」の算定にあたっては、従業者が原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、日常生活上の支援を行っていることが要件です。
- ！ 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておく必要があります。また、入院の場合において、特段の事情により病院又は診療所を訪問できなくなった場合についても、その具体的な内容を記録しておく必要があります。
- ！ 入院以外の外泊にあたっては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行っていることが要件です。

(35) 家族支援加算（障害児入所施設）

① 対象となるサービス

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

② 具体的な取り扱い

障害児の家族（障害児のきょうだいを含む）等に対して、個別又はグループにより、相談援助等を行った場合に算定できます。

家族支援加算（Ⅰ）※月2回を限度

入所障害児の家族に対して個別に相談援助等を行った場合に算定。

- （1）居宅を訪問（所要時間1時間以上）
- （2）居宅を訪問（所要時間1時間未満）
- （3）施設等で対面
- （4）オンライン

※個別支援計画に位置付けたうえで算定するものであり、突発的に生じる相談援助（家族からの電話に対応する場合など）は対象外。

家族支援加算（Ⅱ）※月2回を限度

入所児童の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合に算定。

- （1）施設等で対面
- （2）オンライン

(36) 移行支援関係機関連携加算（障害児入所施設）

① 対象となるサービス

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

② 具体的な取り扱い

移行支援計画の作成又は変更にあたって、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業所等関係者により構成される会議を開催し、関係者と情報共有・連携調整を行った場合に加算。

※月1回を限度

(37) 体験利用支援加算（障害児入所施設）

- ① 対象となるサービス
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- ② 具体的な取り扱い
強度行動障害を有する児、重症心身障害児等に対して、移行支援計画に基づき、宿泊や障害福祉サービス等による日中活動の体験利用を行う場合に、体験先施設との連携・調整や体験中の付き添い等の支援を行った場合に加算が算定できます。

体験利用支援加算（Ⅰ）

※1回3日まで、2回を限度に算定できます。

⇒宿泊施設等（グループホームや短期入所を含む）での体験利用の場合

体験利用支援加算（Ⅱ）

※1回5日まで、2回を限度に算定できます。

⇒日中活動（生活介護や就労継続支援B型を含む）での体験利用の場合

(38) 日中活動支援加算（福祉型障害児入所施設）

- ① 対象となるサービス
福祉型障害児入所施設
- ② 具体的な取り扱い
一定の経験を有する職業指導員を専任で1以上配置し、将来における生活も考慮した施設における日中活動に関する計画を作成し、支援を行った場合に加算が算定できます。
！ 一定の経験を有するとは、障害児に対する直接支援の業務又はこれに準ずる業務に従事した期間が通算して3年以上である者に限ります。

(39) 要支援児童加算（障害児入所施設）

- ① 対象となるサービス
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- ② 具体的な取り扱い
要支援児童加算（Ⅰ）※月に1回を限度
要保護・要支援児童に対し、児童相談所等の関係機関と連携し、入所支援を行った場合に算定できます。

要支援児童加算（Ⅱ）※月に4回を限度

要保護・要支援児童に対し、一定の経験年数を有する心理担当職員が、計画的に専門的な心理支援を行った場合に算定できます。

(40) 集中的支援加算（障害児入所施設）

① 対象となるサービス

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

② 具体的な取り扱い

集中的支援加算（I）

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が障害児入所支援施設等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として加算が算定できます。

集中的支援加算（II）

集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して 集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について加算が算定できます。

！ 集中的支援加算（II）を算定する場合は、集中的支援加算（I）も算定ができます。

(41) 強度行動障害児特別支援加算（障害児入所施設）

① 対象となるサービス

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

② 具体的な取り扱い

強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行う場合に算定ができます。

強度行動障害児特別支援加算（I）

（児基準20点以上）

強度行動障害児特別支援加算（II）

（児基準30点以上）

※加算開始から90日以内は、更に単位を追加

【人員体制】

- ・医師、心理担当職員を配置。
- ・対象児4人につき児童指導員1名の加配が必要。
- ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）。なお、加算（II）については、中核的支援人材養成研修を修了した職員を配置。

【設備】

居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設けてください。

(42) 障害児支援施設等感染対策向上加算（福祉型障害児入所施設）

- ① 対象となるサービス
福祉型障害児入所施設
- ② 具体的な取り扱い

障害児支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

以下の（1）～（3）を満たした施設において、1月につき所定単位数を加算。

- （1）第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。
- （2）協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めており、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応できる。
- （3）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に、1年に1回以上参加している。

障害児支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上実地指導を受けている施設において、1月につき所定単位数を加算。

(43) 新興感染症等施設療養加算（福祉型障害児入所施設）

- ① 対象となるサービス
福祉型障害児入所施設
 - ② 具体的な取り扱い
- 入所者が、別にこども家庭庁長官が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している施設等において、入所者に対し、適切な感染対策を行った上で支援を行った場合に、1月に1回、5日を限度として所定単位数を加算。

！ 別にこども家庭庁長官が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定します。